

子育て応援プラン

広川町

次世代育成支援行動計画

【後期計画】

平成 22 年 3 月

和歌山県 広川町

はじめに

我が国の子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化をはじめ核家族化や地域のつながりの希薄化など、厳しさを増しています。こうした状況は、家庭や地域における子育て力の低下や、児童虐待の増加、子どもを巻き込んだ犯罪の増加など、子どもや子育て家庭が暮らしにくい社会へとつながることが懸念されています。

また、女性の社会進出が進むなか、仕事と家庭の調和の実現のために、地域や企業などを含めた包括的な支援が求められるところです。

このような背景のもと、広川町においては、次代を担う子ども達が健やかに生まれ、育成される環境づくりのため、「広川町次世代育成支援行動計画（子育て応援プラン）後期計画」を策定したところです。

策定委員の皆さんからは、広川町のすべての家庭が喜び・楽しみをもって子育てができるようにという願いと熱意のもと、町の子育て施策等について、素晴らしいところや改善すべきところなどについて、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました。

広川町を担う子ども達が健やかに育ち、まちの豊かな自然や歴史・文化に誇りをもてるよう、また、いつも笑顔でいきいきとした人生を歩めるよう、この行動計画を基に魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました町民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました広川町次世代育成支援行動計画策定委員会の皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも町民の皆さまには、広川町の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

広川町長 白倉 充

目次

第1部 総論	1
序章 計画の基本的な考え方	2
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
第1章 広川町の子どもを取り巻く環境	4
1. 統計から見る子どもと家族の状況	4
第2章 前期計画の取り組みの現状と今後の課題	10
1. 前期計画の基本目標	10
2. 基本目標に基づいた前期計画の現状	11
3. 後期計画策定に向けての課題の整理	20
第3章 計画の基本的な考え方	30
1. 基本理念	30
2. 基本目標	31
3. 後期計画における重点プロジェクト	33
4. 施策体系	34

第2部 各論 35

第1章 施策の内容	36
1. 地域における子育ての支援体制の充実	36
2. 親と子の健康の保持及び増進	43
3. 子ども達が健やかに成長できる教育環境の整備	48
4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	54
5. 子育てを支援する生活環境の整備	56
6. 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	61

第2章 目標事業量の設定	64
---------------------	-----------

1. 後期計画における保育サービスの目標事業量について	64
-----------------------------	----

第3章 計画の推進体制	65
--------------------	-----------

1. 計画の推進体制	65
------------	----

第3部 資料編 67

1. 広川町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	68
2. 広川町次世代育成支援行動計画策定委員名簿	70

第1部 総論

序 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的

我が国の出生者数は、昭和 46～49 年の第 2 次ベビーブーム期には毎年約 200 万人を超えていましたが、昭和 59 年には 150 万人台を割り込み、平成 3 年以降は緩やかな減少傾向にあります。また、合計特殊出生率は、第 2 次ベビーブーム期以降、人口の維持に必要な水準である 2.08 を下回ったままとなっています。

こうした少子化の進行には、子ども同士の交流の機会の減少による自立性や社会性の減退、地域社会の活力低下など影響を及ぼしています。また、労働力の減少による経済活力の減退、支える側と支えられる側の需給バランスが崩れることによる社会保障等の制度崩壊などの問題が懸念されているところです。

国においては、少子化社会に対応し、少子化の進行によって引き起こされると予測されるさまざまな社会的影響を最小限に食い止めるため、平成 15 年には、少子化社会に対応するため「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代育成支援を推進することが定められました。

さらに平成 18 年には「新しい少子化対策について」を、平成 19 年には「仕事と生活の調和憲章・仕事と生活の調和推進のための行動指針」「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」などを定め、少子化対策を進めています。

一方広川町においては、国で制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として「広川町次世代育成支援行動計画（子育て応援プラン）」を策定し、子どもを育てやすい、また、子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちをめざし、各種施策を実施してきました。

しかしながら、各種少子化対策の実施後も、少子高齢化や核家族化の進行、地域や家庭における子育て機能低下への懸念、仕事と子育ての両立や、子育てに対する負担感・不安感の増大など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

そのため、このような広川町の環境変化や、国の新たな少子化対策等をふまえ、より住民のニーズを反映した施策、広川の子ども達がよりいきいきと輝く施策を、総合的かつ効果的に推進するため、計画の見直しを行い、「広川町次世代育成支援行動計画（子育て応援プラン）後期計画」として策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、平成 15 年 7 月に国会で制定され、平成 17 年 4 月 1 日より施行された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画にあたる広川町の行動計画であり、平成 17 年 3 月に策定された広川町次世代育成支援行動計画（以下「前期計画」という。）に続く後期計画として策定しました。

子どもや子育て家庭を取り巻く社会の動向や課題を整理し、前期計画の取り組みについて、評価・検証をした上で、広川町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、町の上位計画である「広川町長期総合計画」の部門別の個別計画として、広川町の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定しました。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した前期計画に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年を期間とする後期計画として策定します。



第1章 広川町の子どもを取り巻く環境

1. 統計から見る子どもと家族の状況

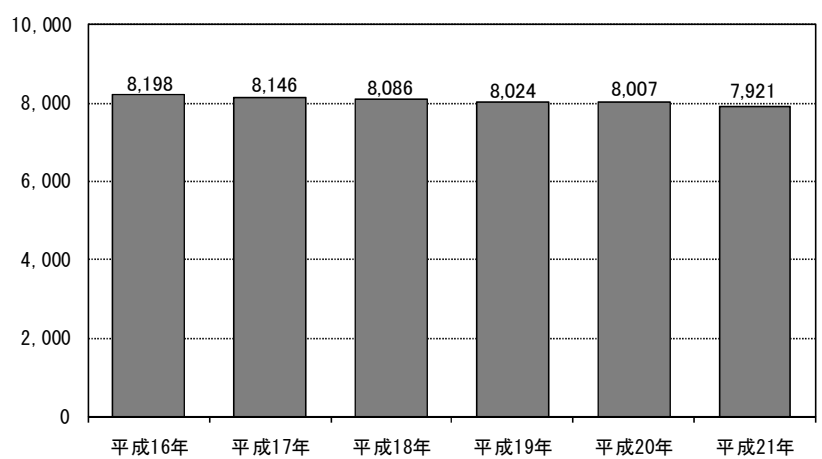
(1) 人口

① 総人口の推移

広川町の総人口の推移を見てみると、年々緩やかな減少傾向にあり、平成21年4月現在の人口は7,921人となっています。

■ 総人口の推移（住民基本台帳）

(人)



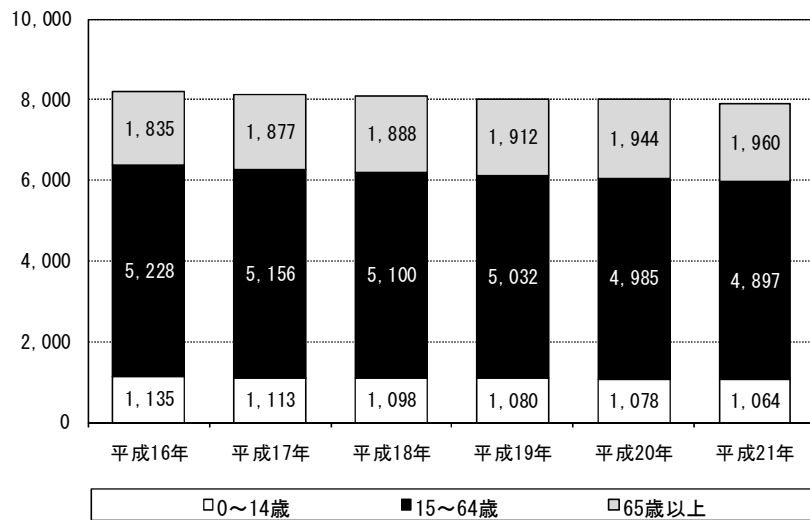
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在、平成21年は4月1日現在）

②年齢別人口推移

3区分年齢別の人口推移を見てみると、0～14歳、15～64歳人口は年々減少しているのに対し、65歳以上人口は増加しています。構成比についても同様の傾向が見られます。

■3区分年齢別人口推移（住民基本台帳）

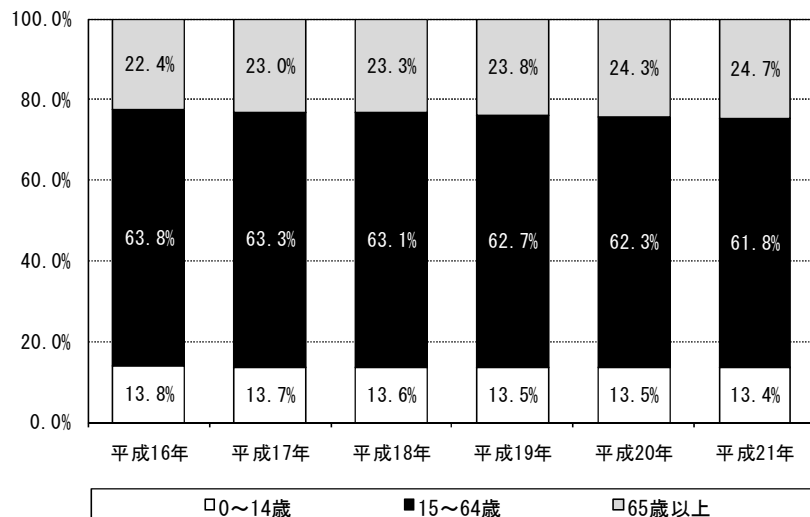
(人)



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在、平成21年は4月1日現在）

■3区分年齢別人口構成比率（住民基本台帳）

(%)



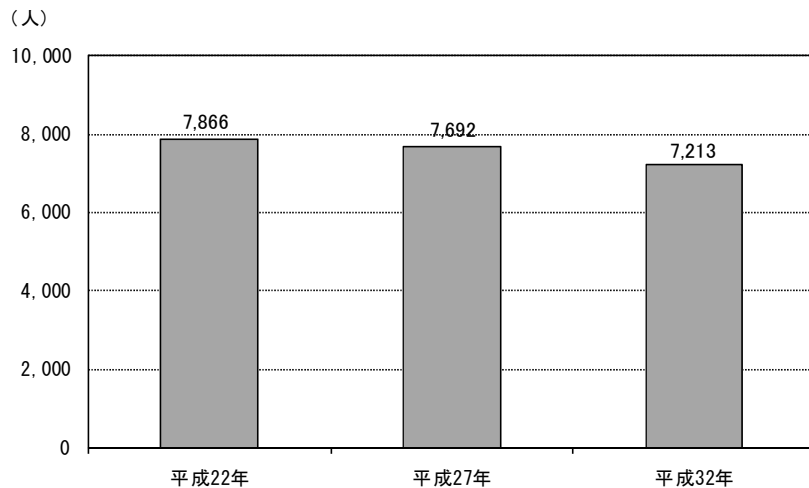
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在、平成21年は4月1日現在）

③平成 32 年までの人口推計

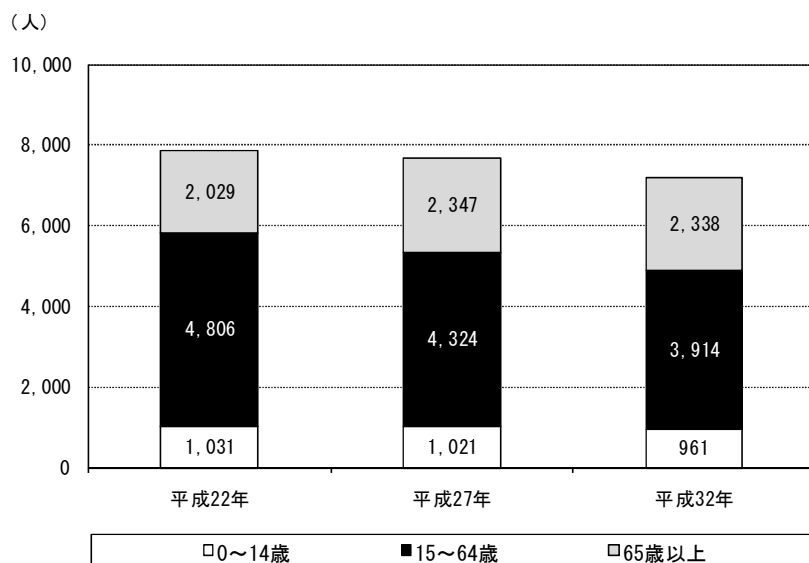
住民基本台帳を基に、平成 32 年（2020 年）までの総人口を推計してみると、平成 22 年（2010 年）では 7,866 人、平成 27 年（2015 年）では 7,692 人、平成 32 年（2020 年）では 7,213 人と予測されます。

また、3区分年齢別の人口、3区分年齢別構成比の推計結果を見てみると、ともに 0～14 歳人口、15～64 歳人口は減少傾向を示している一方で、65 歳以上人口は増加傾向を示しており、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。

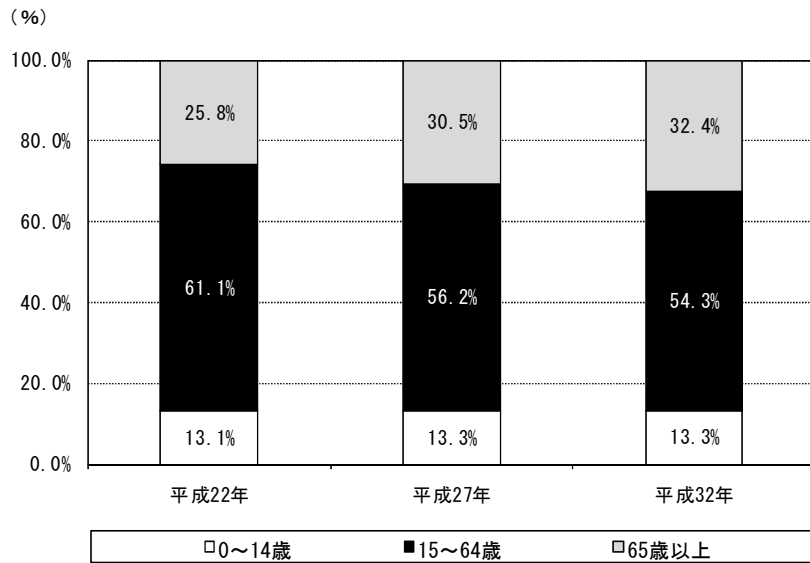
■総人口の推移（住民基本台帳の人口データを基に推計）



■3区分年齢別人口推移（住民基本台帳の人口データを基に推計）



■ 3区分年齢別人口構成比率（住民基本台帳の人口データを基に推計）

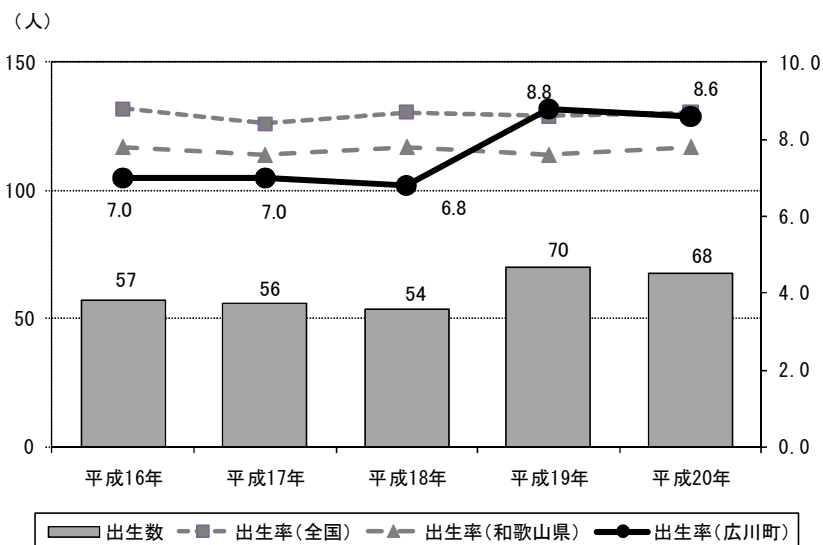


(2) 出生の状況

出生数の推移について見てみると、平成16年～平成18年までは緩やかな減少傾向となっていました。平成19年は70人に増加しました。

また出生率を見てみると、平成16年～平成18年までは、国・和歌山県の平均を下回っていましたが、平成19・20年については、県の平均を上回り、ほぼ国の平均と同じ値で推移しています。

■ 出生数と出生率（人口1,000人あたり）

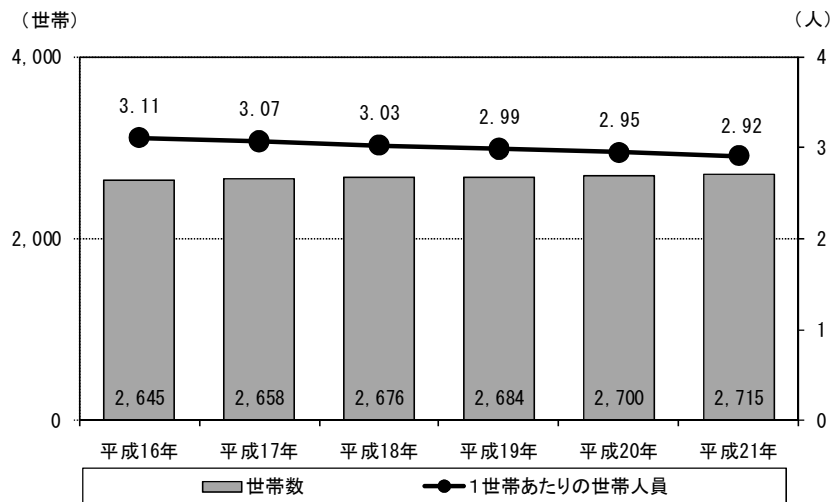


資料：人口動態統計（確定数）の概況（和歌山県 医務課）

(3) 世帯の状況

世帯数の推移について見てみると、世帯数は緩やかな増加傾向にあり、平成21年4月現在の住民基本台帳では2,715世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は緩やかな減少傾向にあり、平成21年4月現在で2.92人となっています。

■世帯数と1世帯あたりの世帯人員の推移



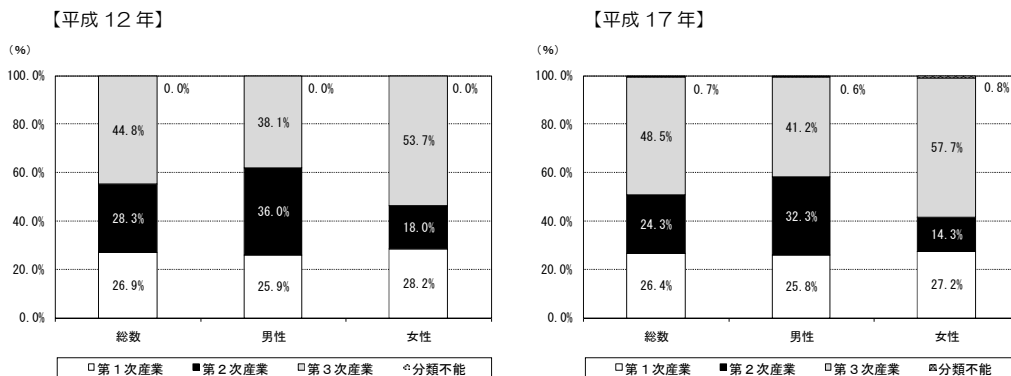
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 就労の状況

①産業別就労者数

産業別の就労状況について見てみると、男性・女性ともに第3次産業に従事する人の割合が増加し、第2次産業に従事する人の割合が減少しています。

■産業別就業者数



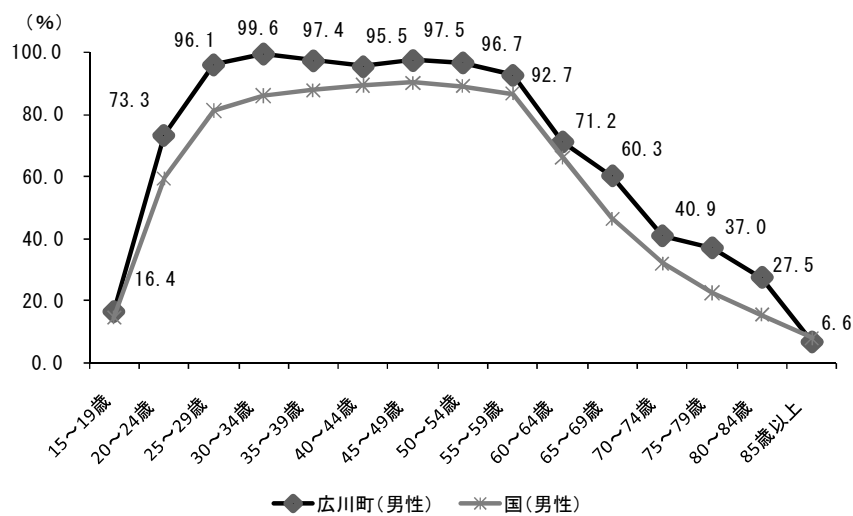
資料：国勢調査

②年代別就業率

年代別就業率について見てみると、各年代の男女ともに概ね国の平均を上回っています。

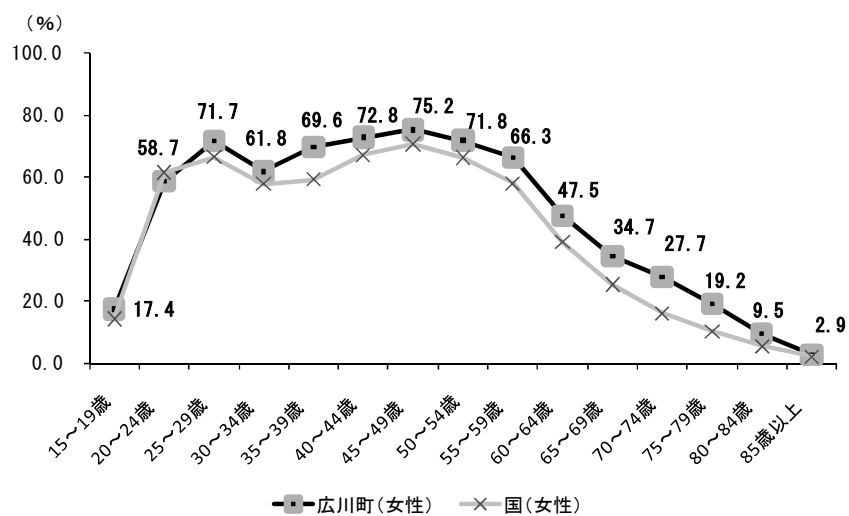
男女別に詳しく見てみると、男性では、25～29歳で96.1%となり、55～59歳まで90%台で推移しています。一方女性では、25～29歳では71.7%となっていますが、30～34歳で61.8%と減少し、再び40歳代から70%台に増加するという「M字」型の就労状況となっています。

■年代別就業率（男性-平成17年）



資料：国勢調査

■年代別就業率（女性-平成17年）



資料：国勢調査

第2章 前期計画の取り組みの現状と今後の課題

1. 前期計画の基本目標

前期計画では以下の内容を基本目標として設定し、計画の推進を図ってきました。

1 子育てを支援するために

子育ての不安や負担を軽減する子育て支援サービスの充実をめざす。
保育所の事業や親子の交流を促進する事業、子育てに関する情報提供・相談体制づくりなどを通じ、子育て家庭を応援する。

2 親子が健やかに過ごせるために

妊娠・出産期からの母親の健康、乳幼児期の子どもの健康、思春期の子どものための自己管理意識の定着など、親子の健康づくりのための各種保健施策の充実に努めるとともに、小児医療体制や不妊の相談などの情報提供も行い、親子の健康保持・増進を図る。

3 子どもがいきいきと成長できるように

学校や地域でのさまざまな体験活動や地域との交流を通じ、子どもの心身の健やかな成長を支援する。

4 みんなが暮らしやすいまちにするために

広川町の美しい自然や伝統文化を守りながら、すべての子どもが安心・安全に生活できる環境をつくり、子どもと子育て家庭にとって暮らしやすい、住み続けたいまちづくりを推進する。

5 仕事をしながら子育てができるために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図る。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した意識が促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていく。

2. 基本目標に基づいた前期計画の現状

(1) 子育てを支援するために

■主な成果

1-1 多様な子育て支援サービスの充実

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
通常保育の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	平成 21 年度目標事業量達成。
延長保育の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	ポッポ保育園実施済。なかよし子ども園でも平成 19 年度から開始。
休日保育の充実	住民生活課 ポッポ保育園	ポッポ保育園にて実施。
一時保育の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	ポッポ保育園実施済。なかよし子ども園でも平成 19 年度から開始。
地域子育て支援センター事業の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	ポッポ保育園実施済。なかよし子ども園でも平成 19 年度から開始。
放課後児童健全育成事業の推進	住民生活課	平成 19 年度より「学童クラブポッポ」開始。継続して実施予定。
障がい児保育の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	なかよし子ども園にて加配。ポッポ保育園でも受け入れ体制あり。
保育所（園）・幼稚園・職員等の研修	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	今後も継続して実施。
幼保一元化の推進	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	平成 19 年 4 月より「なかよし子ども園」を開設。

1-2 子育て情報・相談体制の充実

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
相談体制の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	クラス懇談会などで悩みを相談できる機会を設けている。
子育て情報の充実	住民生活課 総務政策課	子育て情報については、随時広報に掲載している。
相談員の確保	住民生活課	母子保健推進委員や、発達相談員に相談員として関わってもらっている。
地域における子育て支援意識の情報	住民生活課	子育て情報を広報等で周知することで対応している。

1-3 子育て支援ネットワークづくり

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
子育てボランティアの発掘・支援	住民生活課	学童クラブポッポでボランティアの受け入れを実施。
子育てサークル活動への支援	住民生活課	わんぱくクラブ(平成14年度～)への運営協力や参加促進を行う。
子育て支援拠点の設置	住民生活課	子育て支援センターについては、前期の目標事業量の箇所数(2箇所)を達成。健康診断時に利用促進のためのパンフを配布。
各関係機関の連携強化	関係各課	教育委員会、保育所と連携をとっている。
子育て支援ネットワークの充実	住民生活課	保育所等を通じて、講演会の紹介や公民館のイベントを周知。

1-4 子育てにともなう経済的負担の軽減

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
児童手当の支給	住民生活課	国に準じて支給。
乳幼児医療費の助成	住民生活課	町独自で所得制限なしで実施。
経済支援制度の普及・促進	住民生活課	児童手当、乳幼児医療費の助成について広報等でもれなく周知している。

■課題

■保育サービスの適正化

- 平成19年4月に、子育て支援センター機能(ひろば型)を併せもった幼保一元化施設「なかよし子ども園」を開設しました。すでに開設しているポッポ保育園と連携し、多様化するニーズに対し、適正な保育サービスの提供が求められています。

■子育て支援拠点の利用促進

- なかよし子ども園の新設により、町内の子育て支援センターは2か所となり、前期計画の目標事業量を達成しました。さらに平成20年には、なごみ交流センター内に図書室がオープンするなど、町内の子育て支援拠点については整備が進められてきました。今後は、これらの拠点に人が集まり、より一層地域の子育て支援拠点となるよう、利用促進のための取り組みが課題であると考えられます。

■地域で子育て支援を行うための人材の確保

- 新規に整備された施設を含め、子育て支援拠点の活性化のためには、支援拠点に携わる人材が必要となります。今後は、関係機関と連携のもと、子育て支援拠点を軸とし、地域で子育て支援を行う人材の確保が必要です。

(2) 親子が健やかに過ごせるために

■主な成果

2-1 子どもや母親の健康の確保

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
母子健康手帳の交付	住民生活課	産婦人科で受診し、妊婦と診断された人の母子健康手帳をもれなく交付している。
相談員の周知	住民生活課	母子健康手帳の交付時に母子保健推進員及び保健師が身近な相談相手であることを周知している。
母親の健康に対する相談体制の充実	住民生活課	乳幼児健診時に、子育てについての相談を受け付けている。
乳幼児健診の充実	住民生活課	4カ月、10カ月、7カ月、1歳、1歳半、2歳、3歳で乳幼児健診を実施している。今後は欠席者への対応がカギ。
歯科保健対策の充実	住民生活課	1歳、1歳半、2歳、3歳の乳幼児健診時に実施している。今後はカラーテスト導入も検討する。
妊娠教室の充実	住民生活課	妊娠教室利用者に対し、クッキング教室などを実施している。
新婚学級の充実	住民生活課	実施できていない。
小児医療体制の充実	住民生活課	保健師による乳幼児健診や全戸家庭訪問で母親への指導を実施。
予防接種の充実	住民生活課	予防接種を実施している医療機関の周知徹底を行う。
自主的な健康づくりの啓発	住民生活課	メタボ対策としての運動教室や講演を実施。食育指導やレクササイズなども実施している。
不妊治療に関する相談支援の充実	住民生活課	こうのとりのサポートのパンフレットを配布し、周知を図っている。

2-2 食育の推進

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
正しい食習慣の啓発	住民生活課 教育委員会	乳幼児健診時に情報提供をしている。
妊婦に対する啓発	住民生活課 教育委員会	産科による指導を実施。
離乳食指導の充実	住民生活課 教育委員会	4カ月、10カ月健診時に離乳食の試食や指導を実施している。
食育教室の充実	住民生活課 教育委員会	小学生の通学合宿時に食生活改善推進委員による指導を実施。 学級活動などで、栄養士等による給食指導を実施。

2-3 思春期保健の充実

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
思春期における相談体制の充実	住民生活課 教育委員会	スクールカウンセラーを1人配置。町全体の対応を依頼している。
性教育の推進	住民生活課 教育委員会	養護教諭により各学年ごとに指導を実施。自然教室や修学旅行前にも実施している。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	住民生活課 教育委員会	各小・中学校で独自に実施している。
いじめ、不登校など、子どもの心の問題に関する相談体制の整備	住民生活課 教育委員会	スクールカウンセラーを中心に小中学校の連携の強化を図っている。 不登校児童については、担当が個別にフォローしている。

■ 課 題

■ 乳幼児健診の受診率の向上

- ・ 広川町の子どもたちの健康を保持するため、また、定期的な健康チェックや育児相談の場として乳幼児健診はとても重要です。その機会が失われることのないよう、欠席する子どもや保護者への対応が課題となっています。

■ 若い保護者に対する支援体制の検討

- ・ 女性の社会進出の進展による共働き家庭の増加や、核家族化等により、母子を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、保護者の負担の増加、孤立化が問題となっています。広川町では、乳幼児健診時に相談受付を実施したり、各種教室を実施するなど子育てについて不安のある人が気軽に相談できる場づくりに努めています。今後も、若い世代が安心して子どもを生み育てられるよう、母親等保護者に対する育児支援を視野に入れた相談や教室をより充実し、育児不安の軽減に努める必要があります。

■ 小児医療体制の充実

- ・ 広川町内には小児医療機関がなく、有田郡内での連携により体制を確保している状況です。
小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。子どもの急病時における不安の解消や、いつでも子どもの健康状態に応じた適切な医療・療育が受けられるよう、郡内の医療機関とより一層連携を強化し、小児医療体制の充実を図ることが必要です。併せて、子どもが急病時に保護者が適切な判断ができるよう、身近な相談体制や情報提供体制の充実も重要であると考えられます。

(3) 子どもがいきいきと成長できるように

■主な成果

3-1 子どもの「生きる力」を育む教育環境の整備

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
道徳教育の推進	教育委員会 住民生活課	小・中学校とともに道徳の研究に力を入れている。
体験活動の推進	教育委員会 住民生活課	自然教室（小・中学生）、職場体験・キャリア教育（中学生）等の実施。
スポーツ・レクリエーション活動の推進	教育委員会 住民生活課	駅伝・相撲・水泳（学校でのクラブ活動）、バスケットボール・バドミントン・ソフトテニス・ソフトバレー（教育委員会の教室）の実施。
公民館等の施設の活用	教育委員会 住民生活課	カヌー・剣道・卓球・バレーボール（B&G 海洋センター）、通学合宿・チャレンジ教室・親子でニコニコ教室（公民館）で実施。
郷土の歴史・文化とふれあう機会の創出	教育委員会 住民生活課	稲むらの火の館（平成19年4月）の開設、耐久舎、広村堤防など。
学校・家庭・地域の連携	教育委員会 住民生活課	学校支援ボランティアや耐久大学の方をゲストティーチャーに招いて講座を実施。
教員の資質の向上	教育委員会	県内の研修に積極的に参加している。

3-2 家庭や地域の教育力の向上

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
家庭教育の見直し	住民生活課	子育て支援センター等で家庭教育についての指導を実施。
家庭教育に関する学習機会の創出	住民生活課	なかよし子ども園、ポッポ保育園、学童保育ポッポを通じて、県内の講座やセミナーを周知している。
三世代が交流する学習の推進	教育委員会 住民生活課	老人大学でコーラスや書道に参加（小・中学生）、デイサービスセンターでの交流（保育園児）。

3-3 次代の親の育成

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
乳幼児とふれあう場づくり	住民生活課 教育委員会	小中学生が職場体験で保育士を体験。
豊かな心を育む教育の推進	住民生活課 教育委員会	道徳や性についての学習を中心とした取り組みを小中学校で行っている。
定住化の促進	全課	幼保一元化施設の設置や、乳幼児医療費助成の所得制限枠の撤廃などを実施し定住化の促進に努めている。
地域リーダーの発掘・育成	住民生活課 教育委員会	B&G 海洋センターでのスポーツ教室にOBがスタッフとして参加してもらうことで、次代のリーダーの発掘・育成に努めている。

■ 課 題

■ 子どもの生活体験、社会体験の確保

- ・学習塾通いの増加、テレビゲーム等の普及などにより屋内で過ごす機会が増え、子ども達が屋外に出て大勢で遊ぶ機会や、地域で一定の役割をはたすことが減ってきています。そのため、生活体験や社会体験が不足し、自立性や社会性が十分育っていない子どもが増えてくると言われています。

広川町においては、道徳教育を軸として、体験活動や郷土の歴史や自然にふれあう機会、異世代との交流機会の充実に努めています。今後も、この取り組みを推進し、社会的な活動に取り組むことができる子どもの育成に努める必要があります。

■ 学校における今日的課題への対応

- ・子どもを取り巻く社会状況が変化するなか、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣が十分に定着していないこと、学習意欲、規範意識や自尊感情が十分に高まっていない危険性があることが指摘されています。また、心の健康が損なわれていることが要因となり、不登校生徒がゼロにならない状況が続いています。

その他にも、学校の組織力強化や教員の資質・能力の向上、学校の耐震化など、さまざまな課題があります。

そのような現状や課題を含め、子どもの発達段階に応じた社会的自立の基礎を養う教育を一層重視し、豊かな心・健やかな体の調和の取れた「生きる力」をもった子どもを育てることが求められています。

(4) みんなが暮らしやすいまちにするために

■主な成果

4-1 子育てバリアフリーの推進

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
安心して外出できる環境の整備	住民生活課 産業建設課	随時公共施設等の道路の段差の解消を行っている。
子育て支援環境の整備	住民生活課	ベビールーム、チャイルドチェアの設置が未完成である。
公共施設の利用方法の見直し	住民生活課	前期中にアンケート等が実施できなかった。

4-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
安全な公園の整備	教育委員会 住民生活課	なかよしわんぱく公園の整備（平成19年度） ちびっこ広場の遊具改修（平成20年度）
公園など身近な遊び場の整備	教育委員会 住民生活課	なかよしわんぱく公園の整備（平成19年度）
良質な居住環境の確保	産業建設課 住民生活課	ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質の危険性について、広報等で周知している。

4-3 防犯・防災・交通安全の整備

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
交通安全の推進	総務政策課 教育委員会 住民生活課	交通指導員の活動、母の会による交通指導。
地域防犯体制の促進	総務政策課 教育委員会 住民生活課	パトロールカーの導入（平成20年度～） 警察と定期的に情報交換を行う。 地域安全推進員による見回りを実施。 青少年育成会議を年2回実施。
自主防犯行動の啓発	総務政策課 教育委員会 住民生活課	パトロールカーの導入（平成20年度～） 警察と定期的に情報交換を行う。 地域安全推進員による見回りを実施。 青少年育成会議を年2回実施。
防災対策の推進	総務政策課 教育委員会 住民生活課	小学校・中学校をはじめとして、町内の公共施設の耐震化工事を実施している。
声かけ運動の推進	教育委員会 住民生活課	老人クラブの協力により、登下校時に声かけを実施している。

4-4 要保護児童とその家庭への支援の実施

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
児童虐待の知識の啓発	住民生活課	パンフレット等を相談窓口に設置し、啓発を図っている。
虐待支援ネットワークの強化	住民生活課	児童虐待ネットワークを設置し、年2回協議会を実施。各関係団体と連絡を取り合い、急を要する場合は緊急会議も実施している。
障がい児保育の充実	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園	なかよし子ども園にて加配。ポッポ保育園でも受け入れ体制あり。
相談体制の充実	住民生活課	保健師による乳幼児健診や、全戸家庭訪問などで周知を行う。
支援活動の推進	住民生活課	町担当・小中学校、保育所等と連携を取りつつ対応している。
自立支援の促進	住民生活課	町担当・小中学校、保育所等と連携を取りつつ対応している。

■課題

■地域の安全性・快適性の確保

- 子どもや子どもの保護者が、地域において安全かつ安心して活動できるような社会をつくるのが大切です。
- 特に、現在の車社会においては、交通事故の危険性が非常に高く、警察や関係団体との協力のもと、交通安全意識の向上を図ることが必要です。さらには、子どもが犯罪や災害に巻き込まれることのないよう、地域や警察、学校などの関係機関・団体と連携を取り、防犯・防災体制を強化することが重要です。
- また、地域の安全性・快適性の確保のため、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化や、近年進められているユニバーサルデザインの考えに基づき、小さな子どもや子育て中の人にも配慮したまちづくりが、これまでも増して必要であると考えられます。

(5) 仕事をしながら子育てができるために

■主な成果

5-1 子育てしやすい職場環境づくりの推進

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
就労している保護者を支援する職場意識の醸成	住民生活課 総務政策課	事業所等に啓発を進めることができていない。
育児休業取得の推進	住民生活課 総務政策課	女性職員は積極的に取得している。
育児休業に対する理解	住民生活課	現状は、問題なく復帰している。

5-2 男女共同による子育ての推進

【事業一覧】

事業名	担当課 (施設・団体等)	現状
男女共同参画の意識啓発	総務政策課 住民生活課	役場や町内公共施設の窓口に、セミナー開催等の案内パンフなどを置き、周知を行っている。
父親の育児参加の啓発	住民生活課 教育委員会	保育所等で、父親参観や父親主導の行事を実施。

■課題

■家庭で安心して楽しく子育てできる環境づくり

- ・結婚する・しない、子どもを生む・生まないといった個人の価値観やライフスタイルに加え、家庭内での男女の役割や父親・母親としての役割も変化するなど、家庭や家族のあり方が多様化しています。さらに、経済情勢の悪化等を反映し、女性の雇用就労が増加するなど、就労形態も大きく変化しています。このような状況から、女性の育児・家事への負担は増加しているものと考えられます。そのために、育児休業制度等の各種制度の浸透、男性の育児・家事への積極的な協力などを促進することにより、女性の負担を軽減していくことが必要となっています。併せて男女限らずにライフステージ別に多様な働き方を選べるよう、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の啓発も重要となっています。

3. 後期計画策定に向けての課題の整理

後期計画の策定において、前期計画における現状と基本課題をふまえ、ニーズ調査結果等を行った結果、以下のような新たな課題を抽出しました。

(1) 次世代育成支援行動計画策定に伴うニーズ調査

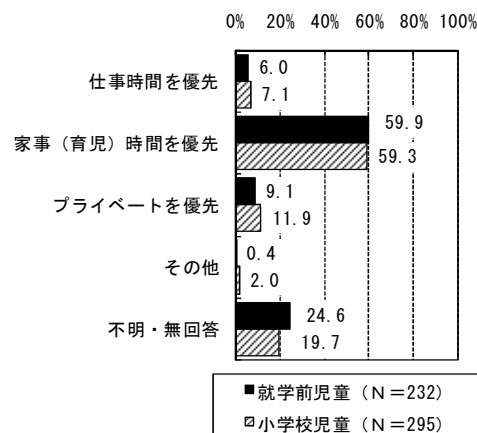
① 仕事と子育ての両立を支援する取り組み

ニーズ調査結果から、女性の仕事と家庭の両立が進みつつあるなかで、「日頃、お子さんを預かってもらえる人はいるか」という設問については、祖父母を中心とした親族にみてもらう回答が上位を占めるなど、町内の保育サービスを含めて、仕事と家庭の両立について一定のサポート環境は整っているものと考えられます。しかし、現実はどうしても仕事を優先せざるを得ず、子どもと接する時間が少なくなることが不安だと感じる保護者が多いという結果が出ており、両立をサポートする環境があっても、仕事をするにより保護者と子どもの孤立化が進むことが懸念されます。

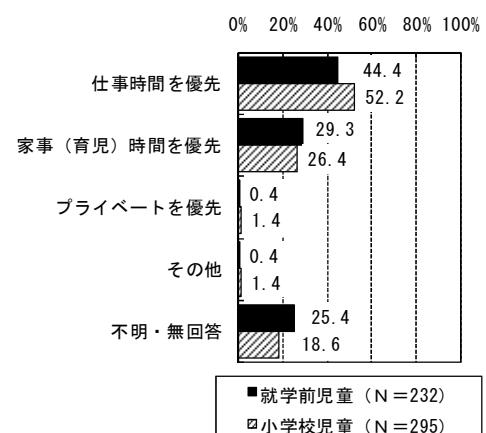
企業においては、さまざまな子育て支援制度を導入していますが、給与取得面から、制度が浸透するまでには至っていません。一方子育て支援に関しては、地域子育て支援センターの充実等を通じて、個々の家庭に応じた対応ができる制度が必要とされるなか、育児休業制度等、子育て支援制度等の周知とともに、企業、行政、地域が連携し、社会全体で子育てを支える取り組みが必要とされています。

■ 生活のなかでの「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度

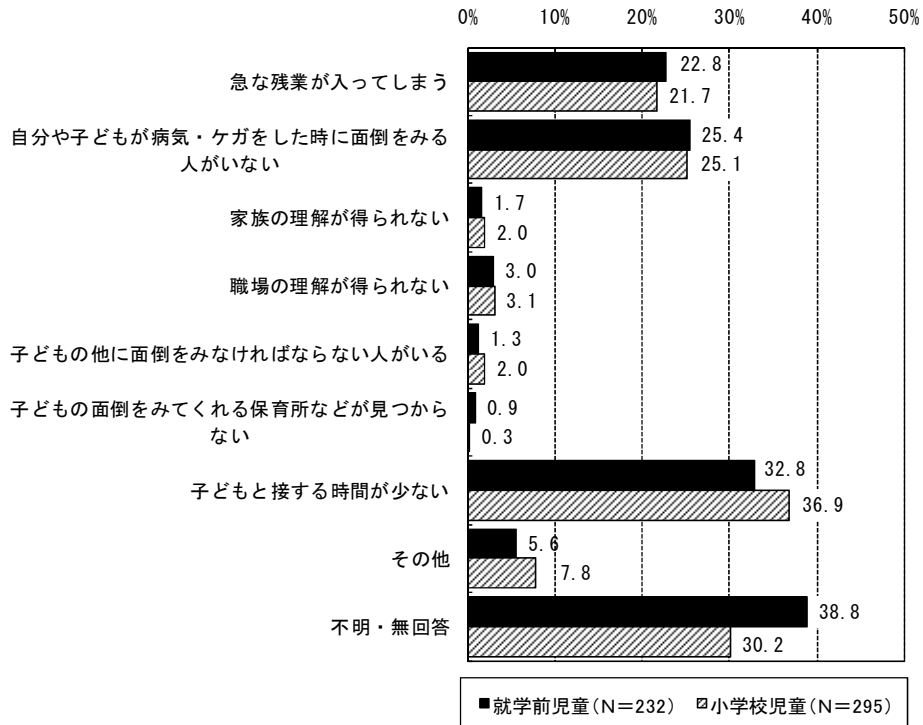
【希望】



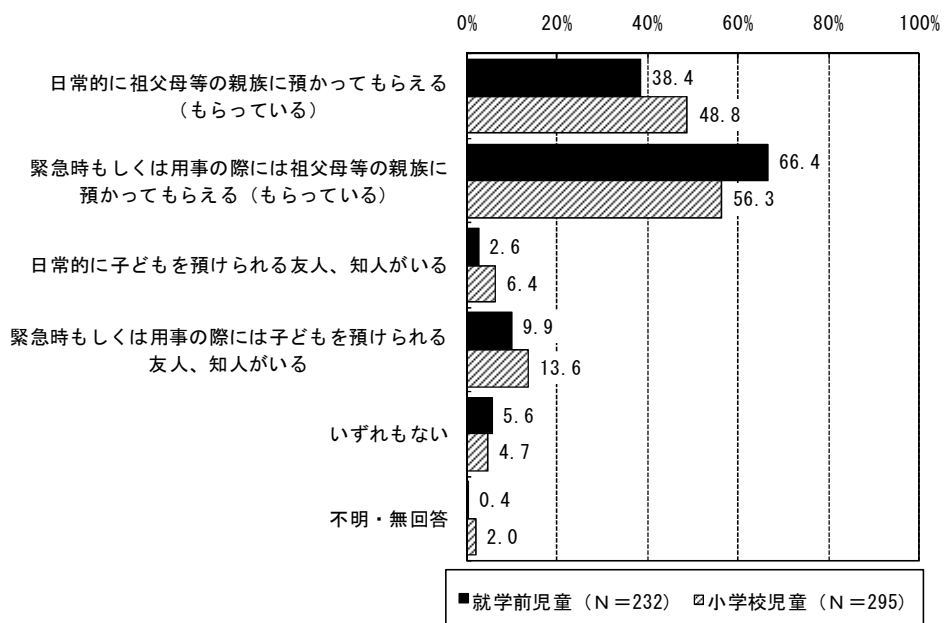
【現実】



■仕事と子育ての両立で大変と感じること



■日頃、お子さんを預かってもらえる人はいるか

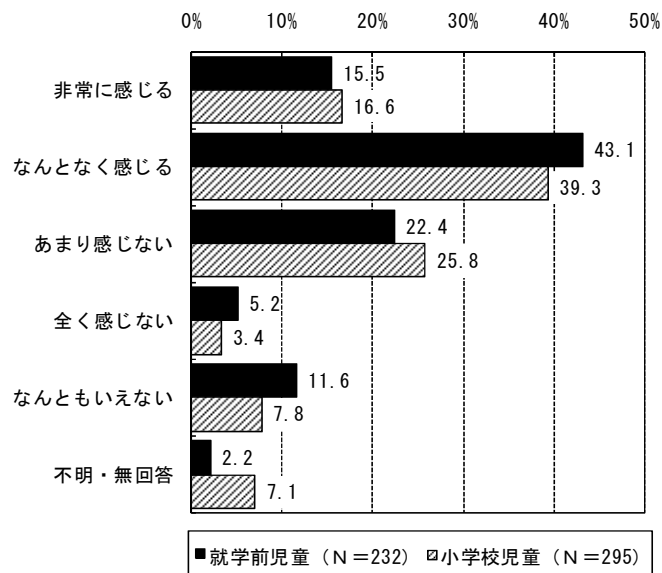


②子育ての孤立化・不安の解消

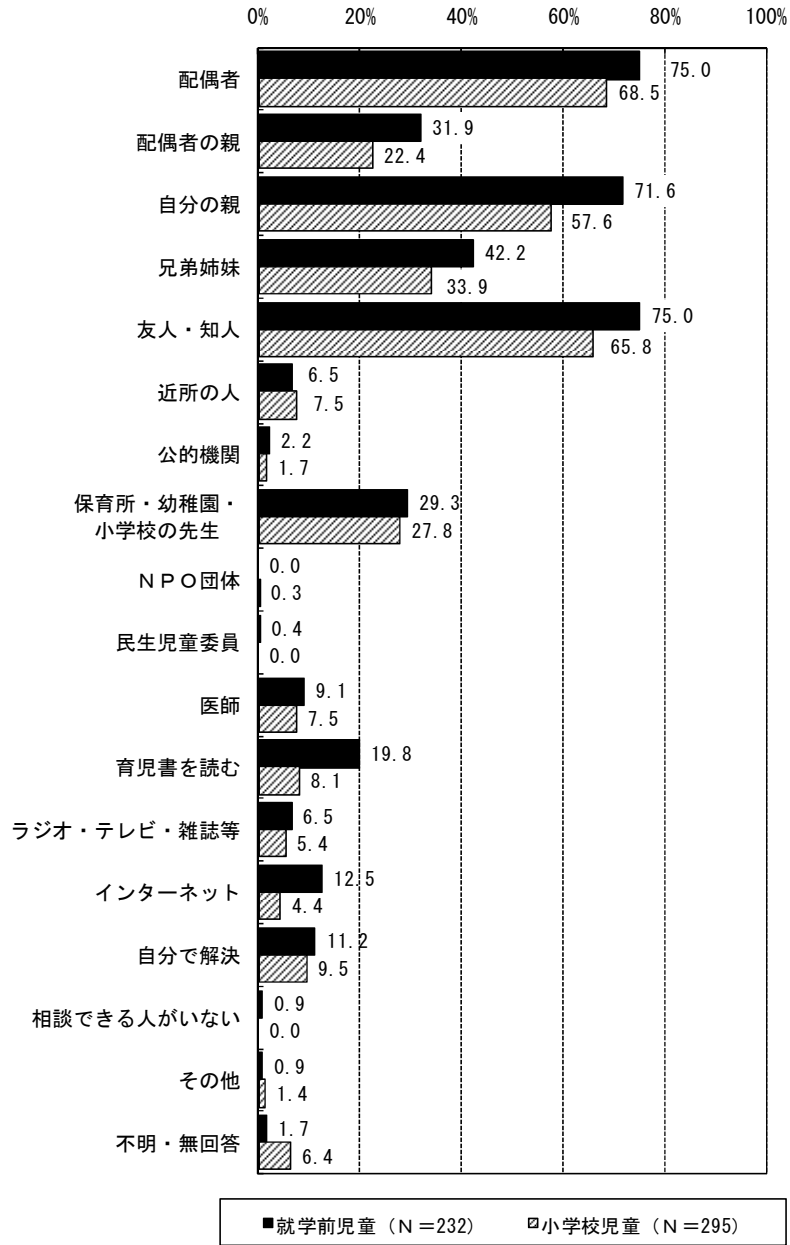
ニーズ調査結果から、子育て中の母親の多くは何らかの不安や悩みを抱えていることがうかがえますが、併せて、これらの不安や悩みの相談相手は、配偶者や自分の親・親族、友人・知人等比較的本人と近い関係にある人が中心であるということがうかがえます。その結果、幼稚園や保育園に通わない家庭では、専門家への相談もできずに日中母親と子どもだけで過ごす時間が多くなり、母親のストレスが増大することが危惧されます。

子育ての不安の解消は、子育ての孤立化を防ぐことにあると考えられることから、情報発信の充実とともに、気軽に相談できる場を充実させる必要があります。

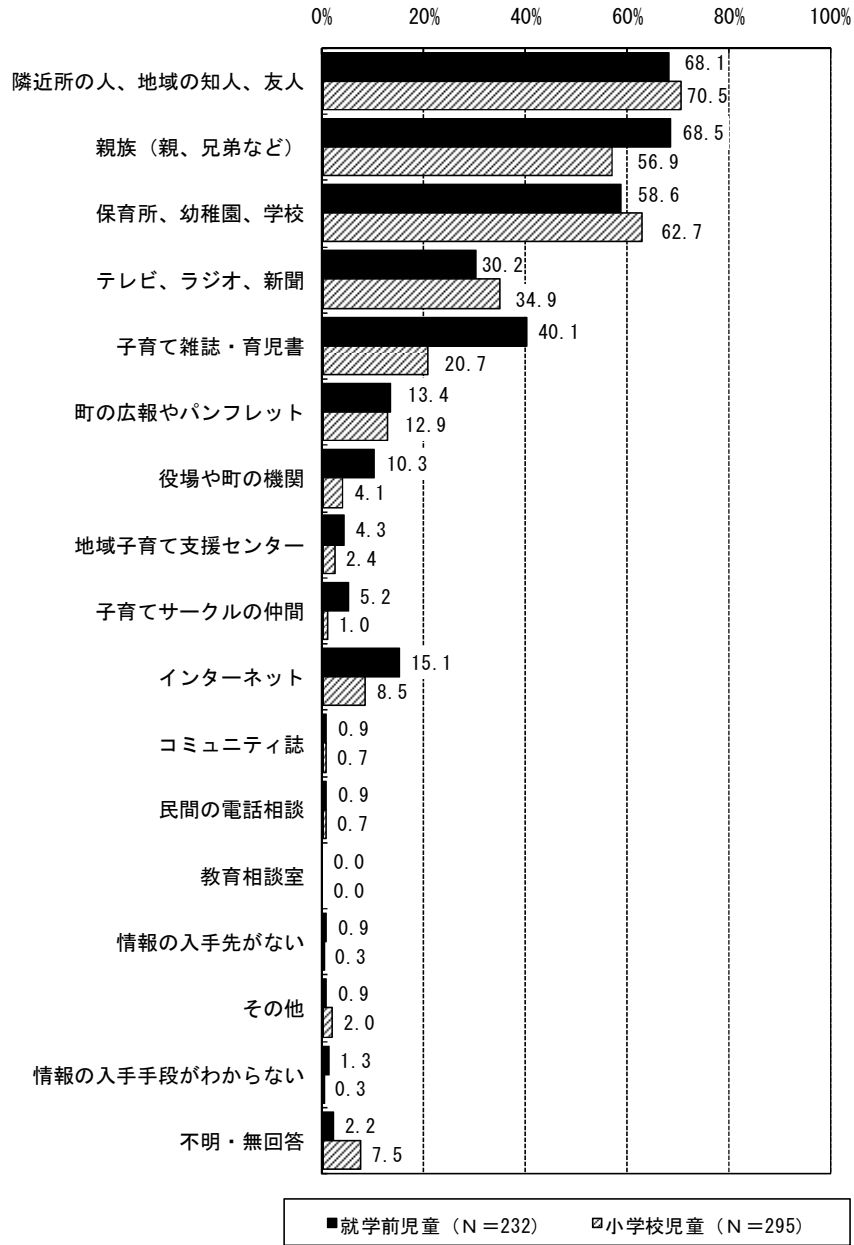
■子育てに関して、不安感や負担などを感じるか



■子育てに関する悩みの相談先



■子育てに関する情報の入手先



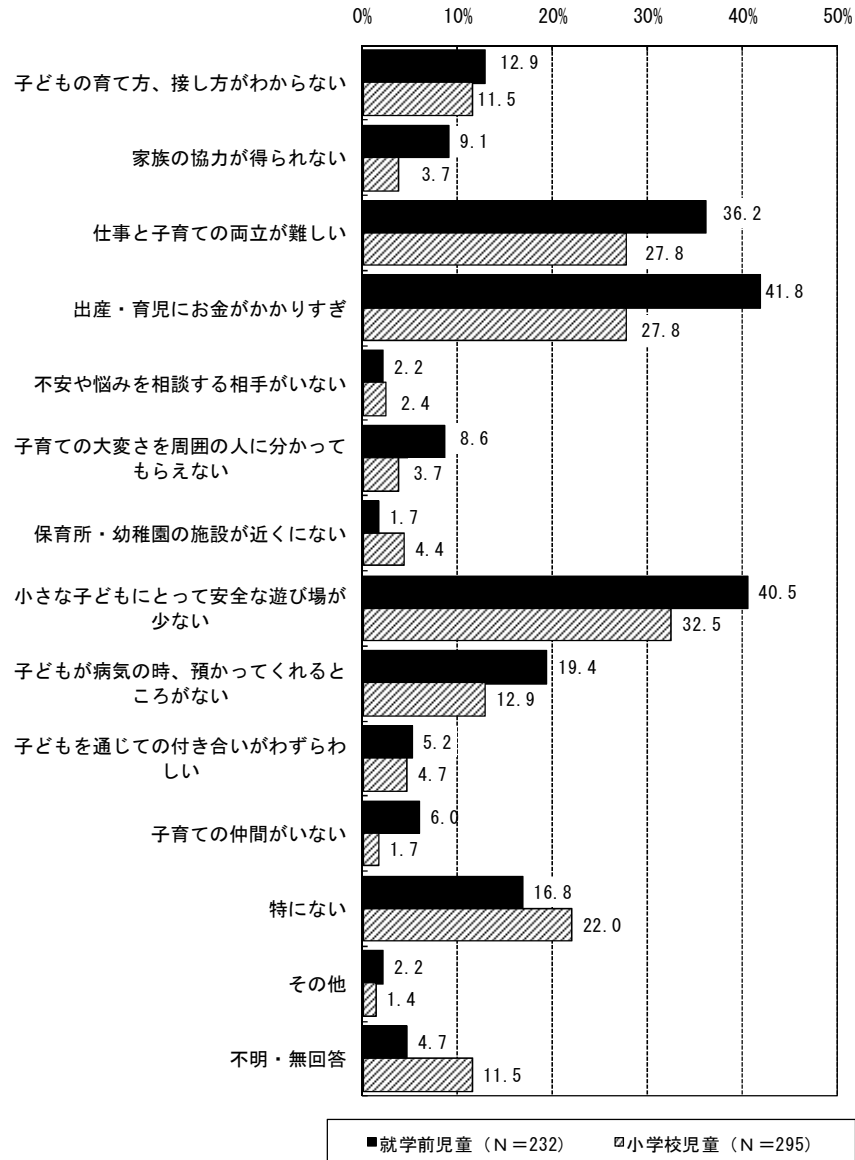
③安心・安全な子育て環境づくり

ニーズ調査結果から、子育て中の母親の多くが、子育てについて悩んでいること、改善してほしいことの上位に「子育てにかかる費用負担の軽減」「安全・安心に遊べる、外出できる場づくり」「小児医療の充実」をあげています。

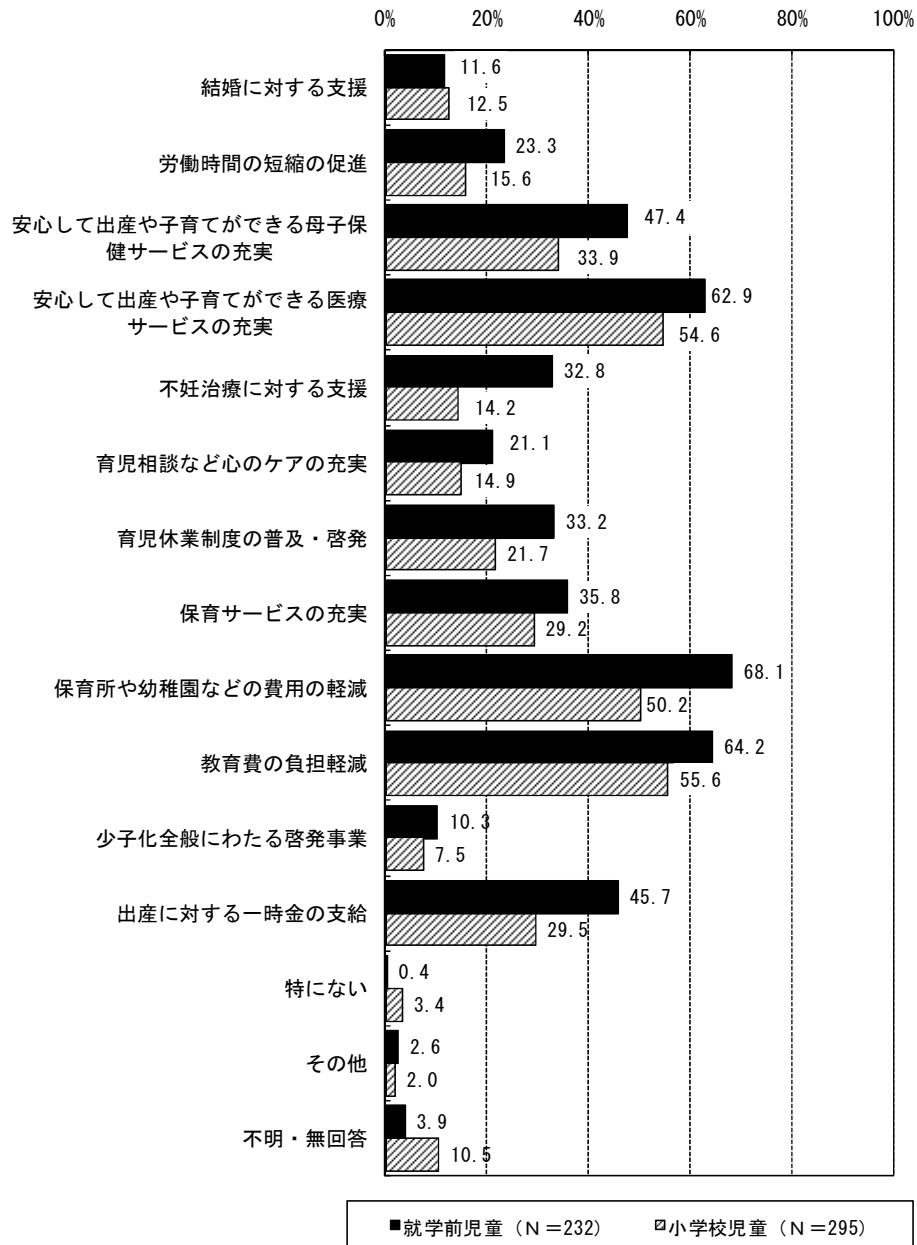
そのなかで、「安全・安心に遊べる、外出できる場づくり」については、公園や公共施設等の子育てバリアフリーの整備、警察など関係機関との連携など、積極的に推進していく必要がありますが、地域で取り組める事業については、住民が参加しやすい仕組みづくりが必要であると考えられます。

また、「小児医療の充実」については、広川町内には、小児医療機関がないため、今後とも近隣自治体の医療機関との連携を強化し、小児医療の確保に努めるとともに、緊急時に地域のなかで適切な対応ができるよう、「地域のなかで子どもを守る」意識の啓発や、体制づくりが必要であると考えられます。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

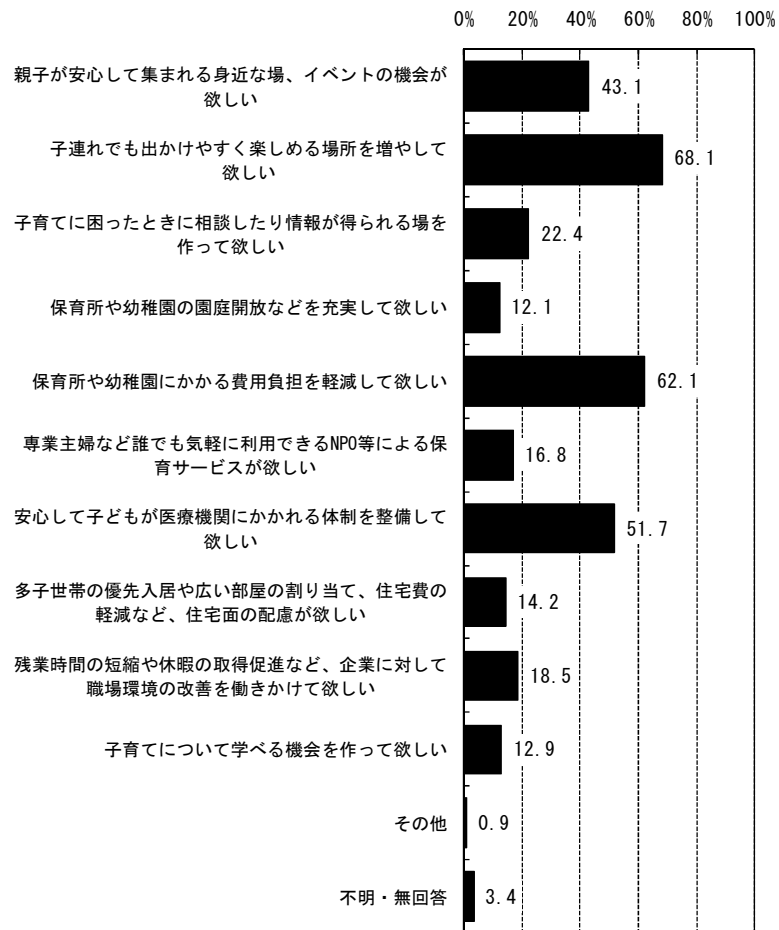


■ 少子化対策について、どのようなことが大切だと考えられるか



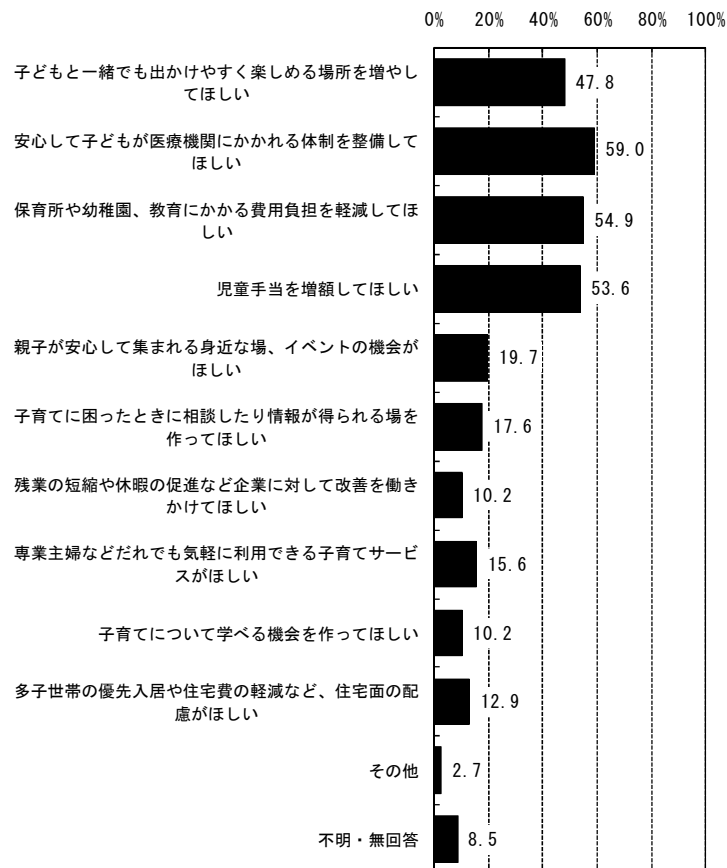
■町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているか【就学前児童】

就学前児童 (N=232)



■町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているか【小学校児童】

小学校児童 (N=295)



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは広川町の「未来」をつくる大切な存在であり、担い手でもあります。

未来の広川町を担う子ども達を育てるためには、子ども達がいろいろな経験をしながら成長できる環境をつくる必要があります。家庭、学校、地域社会等において、子ども達が成長できる環境を実現することが必要です。

同時に、子ども自身が、自らの未来に希望をもって成長できるよう支援していくことも大切です。そして、そのためには、親をはじめ、子ども達を取り巻く地域の大人が、子どもの権利を尊重し、子どもへの愛情をもって、明るく実直に接していくことが必要です。

前期計画では、『「地域力」で子育てを応援するまち ひろがわ』を基本理念に設定し、地域住民と関係機関・関係団体が一体となり、子育てを地域で支え、広川町に住む親子が健やかで“いきいき”とした生活を送ることができるような地域づくりをめざし、各種施策を展開してきました。

しかし、計画策定からすでに4年以上が経過しており、その間社会情勢も変化しています。そのため後期計画では、前期計画から積み残した課題や新たな課題等に対応しながら、住民・行政・事業者など多様な主体がより一層連携を深め、今までよりも強い「つながり」をめざし、子どもに接していくことが重要です。地域のなかでの連携と「つながり」のなかで、子どもと大人がともに育ちあい、未来のある「笑顔」あふれる生活を送ることができるよう、以下の基本理念を設定し、取り組みを進めていきます。

子育てを「地域力」と「笑顔」で応援するまち ひろがわ

2. 基本目標

今回、計画の見直しにあたり、子どもや子育て家庭が抱える新たな課題等を受け、前期計画の基本目標を前提としながらも、ニーズ調査や、各事業の点検結果を反映した新たな基本目標を設定し、効果的な計画推進を図るものとします。

(1) 地域における子育ての支援体制の充実

子育て支援のネットワークづくりの推進や子育てに関するボランティア活動への支援を図ると同時に、子育て支援サービスや保育サービスを充実することで、子育てに伴う心理的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域全体で子育て家庭を支える子育てしやすいまちをめざします。

また、自然とのふれあい、地域との交流や社会体験等の機会を提供し、豊かな子どもの育ちを支援します。

(2) 親と子の健康の保持及び増進

親子の健康にかかわる相談・健康診査・保健指導・小児医療を充実し、安心して子どもを生み育てることができる環境をつくっていきます。また、食育の推進や思春期の保健対策の取り組みなど、親子の健康の保持と増進に努めます。

(3) 子ども達が健やかに成長できる教育環境の整備

創意工夫ある学校教育の推進、安全で豊かな教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上を図り、次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育みます。また、子どもを取り巻く有害環境対策を推進し、子どもの健やかな成長を支えます。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しについて、情報収集・啓発等を進め、労働相談や就労支援を行います。また、仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、十分な心のゆとりをもって子育てができるよう、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを育てるためには、住宅・居住環境の整備の他、子連れでも安全で快適に外出できる環境の整備が重要です。

このため、公園や身近な遊び場などの親子が快適でのびのびと過ごせる環境の整備や、だれもが安心して外出できる道路交通環境の整備、公共機関等のバリアフリー化などにより、健康で心豊かに生活できる安全・安心な環境をつくれます。

(6) 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

育児不安や児童虐待を早期に発見し、適切な対応ができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭等の自立に向けた支援や、障がいのある子どもと家庭への支援を推進します。

3. 後期計画における重点プロジェクト

(1) 総合的な子育て支援ネットワークの確立

子育て中の親が、身近なところで相談でき、地域の子育て支援サービス等の情報を入手できる体制を整備することで、総合的な子育て支援ネットワークの確立を図ります。子育て支援センターのコーディネート機能の充実、常に新しいサービス情報を入手できる体制の確立の推進などの環境づくりを進めます。

(2) 広川町らしさを活かした、子どもが育つ環境づくり

広川町が将来にわたり「まち」として存在するためには、未来を担う子ども達が“広川で育つ”ことを重視する必要があります。広川町は、海・川・山と三拍子揃った美しい自然環境が残るまちであるとともに、「稲むらの火」の物語で知られる濱口梧陵の墓や記念館、広八幡神社や法蔵寺、熊野古道など多くの歴史文化財にも恵まれているまちです。広川で生まれ、育つ子ども達のためにも、こうした環境とともにあることを大切に、子どもの健全育成のための仕組みづくりを進めます。また、次世代の育ちの場として、地域の生涯学習団体やスポーツ団体にも本計画の積極的な参画を働きかけます。

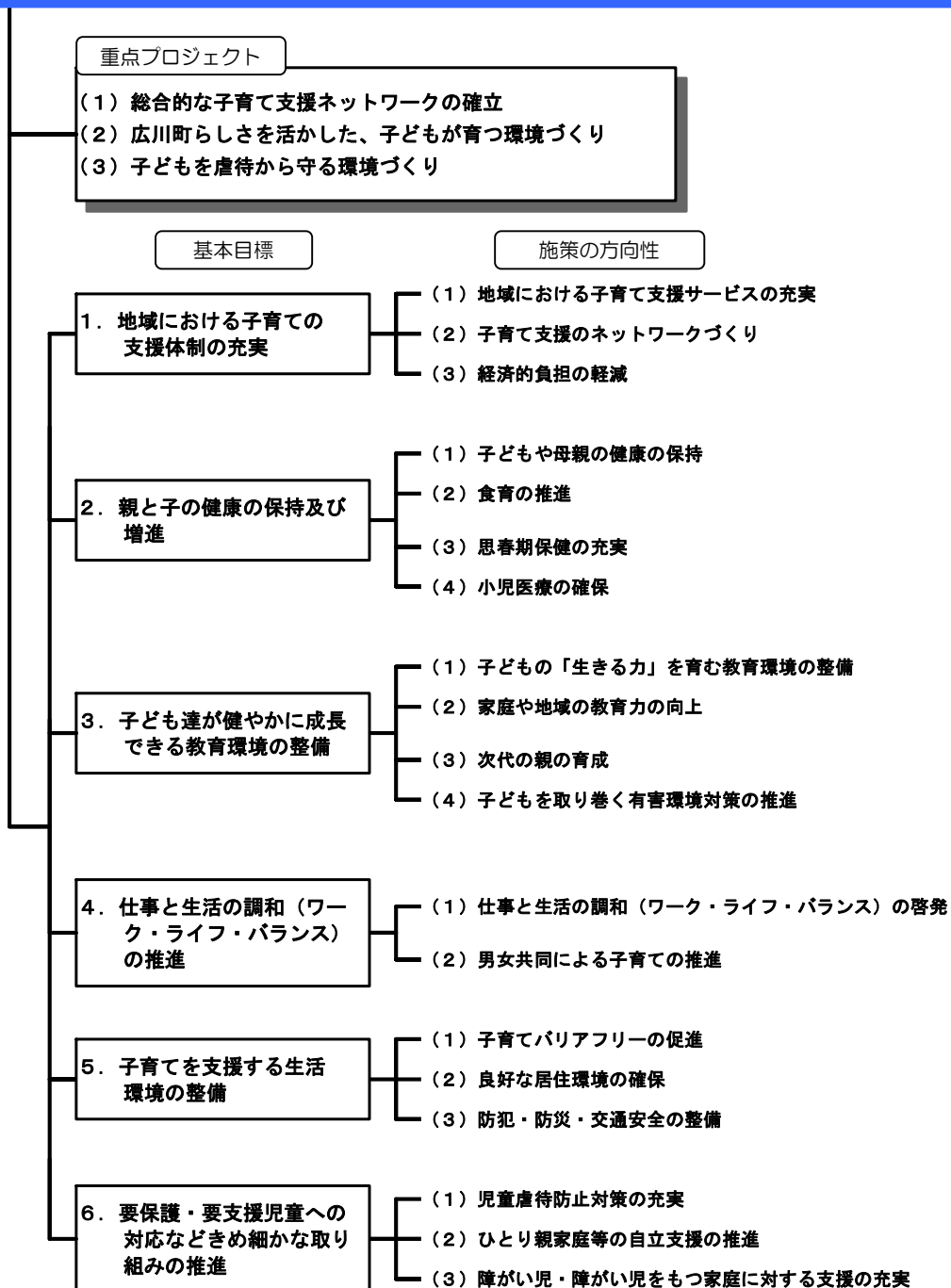
(3) 子どもを虐待から守る環境づくり

子どもの虐待は、根絶すべき不幸な出来事です。子どもの権利を尊重する視点に立ち、子どもを虐待から守る意識づくりを進めるとともに、育児支援家庭訪問事業などの子育て支援サービスの充実により、児童虐待を未然に防ぐ環境をつくりまします。また、民生委員・児童委員などによる地域での見守りや、児童相談所、児童養護施設等の県内関係機関との連携を強化し、子どもを虐待から守る環境づくりを進めます。

4. 施策体系

基本理念

子育てを「地域力」と「笑顔」で応援するまち ひろがわ



第2部 各論

第1章 施策の内容

1. 地域における子育ての支援体制の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

①多様な保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態等を十分にふまえてサービスの提供体制を整えることが必要です。子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育ての孤立化等の問題なども含め、利用者のニーズに柔軟に対応しながら、多様な保育サービスの充実を図ります。

②保育サービスの質の確保

子育てと仕事の両立支援の観点から、保育サービスについては、多様なサービスを提供することはもちろんのこと、質の向上が重要な課題となっています。そのため、研修事業等を通じて、保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上に努め、質の高いサービスの提供を行います。

③相談体制・情報提供体制の充実

多様化・複雑化する相談について、専門的な相談から気軽に身近な相談まで、利用しやすい相談窓口体制の整備を図ります。

また、あらゆる機会をとらえ、子どもや子育て支援に関する活動について、広く情報提供を行います。

さらに、幼保一元化施設・保育園や地域子育て支援センターなどにおける相談機能や情報提供機能の充実を図り、子育てに関するまちの情報が、より身近でわかりやすい情報となるよう、その提供方法について検討します。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
総合的な子育て支援ネットワークの確立	子育て中の親が、身近なところで相談でき、地域の子育て支援サービス等の情報を入手できる体制の整備を促進し、総合的な子育て支援ネットワークの確立を図ります。	新規	住民生活課
幼保一元化施設・保育園の充実	幼保一元化施設・保育園への柔軟な受け入れ、入園需要に応じた定員の見直し、ニーズに対応した保育・教育内容、施設整備など、時代に即した対応を行います。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
延長保育の実施	通常の保育時間を超えて保育を行うことで（19時まで）、多様化する保育ニーズに対応します。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
休日保育の実施	保護者が休日に面倒をみることができない子どもを今後も保育園において保育し、多様化する保育ニーズに対応します。	継続	住民生活課 ポッポ保育園
一時預かりの実施	就労形態の多様化に伴う一時預かり、傷病等による緊急時の保育、また保護者の精神的・肉体的負担の解消を図るための一時預かりを行うことにより、多様化する保育ニーズに対応します。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
病児・病後児保育の実施	保育所に通っている子どもが病気の回復期にあり、集団保育ができない場合、一時的に保育を行う病児・病後児保育サービスを、近隣市町と合同で行います。実施にあたっては、近隣市町と連携を図りつつ、サービス内容の充実に努めます。	新規	住民生活課
地域子育て支援センターの充実	育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を実施し、地域の子育て家庭に対する支援を行い、多様化する保育ニーズに対応します。	拡充	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
相談体制の充実	幼保一元化施設・保育園、子育て支援センター等の公的な施設などにおいて、みんなが子育ての悩みから日常生活の悩みまで気兼ねなく相談できる体制づくりを促進します。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
相談員の確保	男女別や子どもの年齢などあらゆる人の相談に対応できるよう、幅広い層の相談員の確保に努めます。	継続	住民生活課

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
子育て情報の充実	子育てに役立つ情報提供を行うため、サービスの内容や制度を広報や町のホームページ等に掲載し、周知を図ります。	継続	住民生活課 総務政策課
放課後児童健全育成事業の推進	保護者が労働等により昼間家にいない家庭の児童に対し、放課後児童健全育成事業の実施を推進し、多様化する保育ニーズに対応します。	継続	住民生活課 学童クラブポッポ
障がい児保育の充実	障がいのある子どもの健全な成長発達のために、障がい児保育の充実を行います。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
保育内容の充実	幼保一元化施設・保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定により、職員の資質と専門性の向上を図り、児童一人ひとりに対し、より一層質の高い保育サービスの提供に努めます。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園

広川町の幼保一元化施設・保育所における 質の向上のためのアクションプログラム（案）

「広川町の幼保一元化施設・保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を次のとおり実施します。

■保育実践の改善・向上

養護及び教育を一体的に行うという幼保一元化施設・保育所における保育の特性を活かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を図るため、次の取り組みを行います。

自己評価の推進

国が作成した自己評価に関するガイドラインを参考にして、広川町における各幼保一元化施設・保育所の自己評価の実施内容を検討し、実施に備えます。

地域の関係機関等との連携

地域の子育てに携わる関係機関や要保護児童地域対策協議会等と積極的にかかわりを持ち、幼保一元化施設・保育所からの情報発信や、他機関からの情報収集を行います。

■子どもの健康及び安全の確保

幼保一元化施設・保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるように、次の取り組みを行います。

保健・衛生面の対応

国が作成した感染症に関するガイドライン等を参考にして、幼保一元化施設・保育所をより清潔に保つとともに、集団感染等が発生しない努力を続けます。

特別の支援を要する子どもの保育の充実

幼保一元化施設・保育所において、障がいのある子どもをはじめ、特別の支援を要する子どもの保育を推進するとともに、幼保一元化施設・保育所の他に通園する施設や各種保健に関する機関との連携を強化し、子ども（特に保育に欠ける障がい児）の福祉の向上を図ります。

■保育士の資質・専門性の向上

保育士の資質や専門性の向上を高めるとともに、幼保一元化施設・保育所において質の高い人材の確保に努めます。

保育士研修会の実施

保育士だけでなく、子育て支援にかかわる関係者を対象に研修会を実施し、子育てに関する知識等の研鑽を図ります。

他機関が実施する研修会への積極的参加

保育士としての業務にかかわるための専門的な知識を習得するため、保育士自身の各種研修会への積極的な参加を支援します。

以上の「アクションプログラム」に基づき、幼保一元化施設・保育所における質の向上を図ります。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

①地域における子育て支援ネットワークの形成

次代を担う子ども達を地域のなかで健やかに育むためには、地域の子どもを育成・教育する力を回復することが重要です。

そのため、子育て支援の推進を図るための地域連絡会を開催するなど、行政のみならず、家庭・幼保一元化施設・保育園・学校・企業・地域の関係団体などの関連機関が連携、情報を共有化し、一体となった総合的な子育て支援を推進するネットワークの構築に取り組みます。

②ネットワーク拠点の充実

子育て支援センター等、地域における子育て支援の拠点になる施設においては、より多くの人を使いやすいようにし、拠点施設を中心としてより多くの住民が気軽に立ち寄り、情報交換等を行い、子育てに関する不安を減らすことができるよう運営に努めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
住民同士のネットワーク強化	子育てに関する団体のネットワークの輪を広げ、活動内容等の充実を図るとともに、子育てをする人が、気軽に相談できるような体制の確立を図ります。	新規	住民生活課
地域子育て支援センターの充実【再掲】	育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を実施し、地域の子育て家庭に対する支援を行い、多様化する保育ニーズに対応します。	拡充	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
子育てボランティアの発掘・育成	地域の人材を積極的に活用し、子育てを地域で支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めます。	継続	住民生活課
子育てサークル活動への支援	子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークル活動への参加促進を強化するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を図ります。	継続	住民生活課 子育て支援センター

事業名	内容	今後の 方向性	担当課 (施設・団体等)
子育て拠点施設の利用促進	子育て支援センターやなごみ交流センター図書室等の子育て拠点施設の利用促進を図ることで、だれもが気軽に集い、子ども達は友達と遊び、親は子育ての悩みを話しあえるような環境づくりに努めます。	拡充	住民生活課 教育委員会
各関係機関の連携強化	児童の健全育成にかかわるすべての関係機関と連絡をとり、子育てに関する制度やどの機関がどのような役割をはたしているかを明確にし、連携の強化を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会 なかよし子ども園 ポッポ保育園等 関係機関

(3) 経済的負担の軽減

①経済的負担の軽減

安心して子どもを生き育てるためには、経済的な安定が必要です。今後も、子育て家庭に対する各種手当の支給を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
子ども手当の支給	家庭教育の安定と次代を担う児童の健全育成等を図るため、保護者へ子ども手当を支給します。	継続	住民生活課
乳幼児医療費の助成	乳幼児医療費の助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	拡大	住民生活課
経済的支援制度の普及・促進	子ども手当や乳幼児医療費助成等の経済的支援制度を周知し、利用の促進を図るとともに、制度の徹底に努めます。	継続	住民生活課

2. 親と子の健康の保持及び増進

(1) 子どもや母親の健康の保持

①妊娠、出産、育児期の健康づくり

妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、健診後のフォローアップや、予防接種等の勧奨、健診未受診者への受診勧奨など、妊娠・出産・育児期を通じて一貫した母子保健サービスを提供し、親と子の健康の保持増進を図ります。

また、専門スタッフの確保や健診後のフォロー体制、母子保健推進員及び保健師による相談等の充実を図り、医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化に努めます。

②主体的な健康づくり支援

親と子が主体的な健康づくりに取り組むことができるよう、相談事業などの内容充実にも努めるとともに、健康づくりの啓発に努めます。また、母子保健事業を有効に活用できるよう、事業の説明や紹介など情報提供に努めます。

③不妊治療の支援

子どもをもつことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦が抱える心の悩みの相談を実施します。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
母子健康手帳の交付	産婦人科で受診し、妊娠と診断された人に母子健康手帳を交付します。	継続	住民生活課
相談員の周知	母子健康手帳の交付時に母子保健推進員及び保健師が身近な相談相手であることを周知します。	継続	住民生活課
母子の健康に対する相談体制の充実	子どもの発達や育児について悩み、不安のある人が気軽に相談できるような場づくりに努めます。	継続	住民生活課
不妊治療に対する相談・支援体制の充実	不妊に悩む家庭の精神的な負担の軽減を図るため、不妊に関する専門相談など、相談事業等を推進します。	継続	住民生活課
乳幼児健診の充実	現在実施している各種健診(4カ月、7カ月、10カ月、1歳、1歳半、2歳、3歳)を継続するとともに、欠席者に対し声かけを行うなど、受診者の勧奨に努めます。	拡充	住民生活課
歯科保健対策の充実	乳幼児歯科健診の充実を図るとともに、医療機関との連携のもと、歯科保健の強化に努めます。	継続	住民生活課
予防接種の充実	それぞれの対象児が接種しやすい体制づくりに努めます。	継続	住民生活課
妊娠教室の実施	クッキング教室等、母親の共通する悩みをテーマに教室を関係機関との連携により開催し、子育てに関する不安を軽減し、自信をもって育児ができるよう支援します。	見直し	住民生活課
新婚学級の実施	新婚学級の人を対象に、子育て講演や町の事業説明を、関係機関との連携により行うとともに、相談しやすい体制の整備を図ります。	見直し	住民生活課
主体的な健康づくりの啓発	広報等で情報提供や健康に関わるイベントの開催、食育指導等の健康講座を開催し、住民に「自分の身体は自分で守る」という意識を高くもってもらい、主体的な健康づくりの啓発に努めます。	継続	住民生活課

(2) 食育の推進

①低年齢期における食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であり、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」を伝えることに努めます。

また、幼保一元化施設・保育園では、生活や遊びのなかで子どもが食に興味をもつよう、発達段階に応じた食育を進めます。

②学齢期における食育の推進

学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期であり、これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるように給食の時間を軸とし、教育活動全体のなかで広く食に関する指導を行います。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
正しい食習慣の啓発	乳幼児健診時に正しい食習慣の情報提供を行い、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。	継続	住民生活課 教育委員会
妊婦に対する啓発	各医療機関の妊婦セミナーや保健指導内容の情報も交えながら、食に関する問題等を明らかにし、食に関する意識の向上を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
離乳食指導の充実	4カ月、10カ月健診時に、離乳食の試食・指導を実施し、食に関する学習意識の向上を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
食育教室の充実	食育の教育を年齢にあわせて実施し、発達段階に応じて食について学ぶ機会の提供に努めます	継続	住民生活課 教育委員会
給食の充実	幼保一元化施設や保育所、小・中学校において、安全で楽しく給食が食べられるよう、給食指導及び栄養指導の充実を図るとともに、給食を通じて子ども達の食に関する意識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会 なかよし子ども園 ポッポ保育園
地産地消の給食の検討	幼保一元化施設や保育所、小・中学校の給食において、食材の地産地消の促進を検討します。	新規	住民生活課 教育委員会 なかよし子ども園 ポッポ保育園

(3) 思春期保健の充実

①健全な性教育の充実

生命の大切さや性に関する学習機会や情報の提供に努め、性に関する知識や、適切な生活習慣を身につけるための教育の充実に努めます。

②喫煙・飲酒・薬物防止等に対する啓発

子どもの発達段階に応じ、エイズ・性感染症の危険性や、喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育や啓発活動を推進し、家庭や地域における取り組みを支援します。

③思春期相談の充実

いじめ、不登校など、子どもの心の問題に関する相談体制の充実に努め、専門的知識を有する相談員の確保・育成に努めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
思春期における相談体制の充実	学校やスクールカウンセラーなどの関係機関・団体等の連携を強化し、児童一人ひとりにあった相談体制の充実に努めます。また、生徒指導について、小学校から中学校への連絡事項を円滑に行うことができるよう、連携の強化に努めます。	拡充	住民生活課 教育委員会
性教育の推進	性に関すること、生命の尊さに関することなどについて、学習環境を充実し、正しい知識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
エイズ・性感染症予防の推進	エイズ・性感染症について、正しい知識を身につけることができるよう、学習環境を充実し、正しい知識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物による健康への影響について、正しい知識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
いじめ、不登校など、子どもの心の問題に関する相談体制の整備	いじめ、不登校を解消するため、学校とスクールカウンセラーの連携を強化し、カウンセリング体制の整備等を推進します。また、不登校などで悩みをもつ子どもに対しては、電話相談体制等で配慮するなど、いじめや不登校の早期解決をめざす体制の整備に努めます。	継続	住民生活課 教育委員会

(4) 小児医療の確保

①小児医療の確保

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携を取り、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
小児医療体制の充実	広川町には、小児科がない状況です。今後も有田郡内の関係機関と連携し、小児医療体制の整備・充実を図ります。	継続	住民生活課
救急医療体制の整備	子どもの救急医療体制について、湯浅広川消防組合や有田郡内の医療機関などの関係機関と連携し、広域的な救急医療における連携体制の強化を図ります。	新規	住民生活課
緊急時において適切な処置ができる環境づくりの整備	子どもの体調が急に悪くなったり、事故にあったときなど、家族または周りにいる人が適切な処置ができるよう、対応策について広報や町のホームページで情報提供を行い、知識の啓発を図ります。また、県の「子ども救急相談ダイヤル」の周知を図ります。	新規	住民生活課

3. 子ども達が健やかに成長できる教育環境の整備

(1) 子どもの「生きる力」を育む教育環境の整備

①子どもの「生きる力」を育む学校環境の整備

一人ひとりの子どもの特性に応じ、人間関係づくりや言葉の習得など、発達の課題に対応するとともに、心身の健全な成長を図り、教育内容の充実に努めます。

また、子どもの社会性や豊かな人間性、創造性等の成長を図り、道徳教育や総合学習の時間における体験活動等の充実に努めるとともに、子どもの主体性を重視し、自ら学び考える学習環境の充実に努めます。

②信頼できる学校づくり

研修等による教員の資質の向上や学校設備の安全確保を図り、教育内容や教育環境について信頼できる学校づくりに努めるとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
「まちの誇り」とふれあう 機会の創出	郷土の歴史や伝統文化などの「まちの誇り」にふれあう機会を、学校教育だけではなく、さまざまな機会、特に地域で活躍している住民を通して得ることができるよう、郷土に関する教育活動の充実を図ります。	拡充	教育委員会 住民生活課
学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域が、それぞれの特性を活かした連携協力体制を構築し、地域に根ざした特色ある教育環境を整備します。	継続	教育委員会 住民生活課
道徳教育の推進	道徳教育の推進により、道徳心や社会性、忍耐力や豊かな感性などを養い、正しい判断ができる人間性を育む教育に努めます。また、学校の教員については、研修会に参加するなど、常に、教育内容の質が向上していくよう努めます。	継続	教育委員会 住民生活課
体験活動の推進	体験的な学習や問題解決的な学習などの充実、ボランティア活動や自然体験活動など、豊かな人間性を育む教育を推進します。	継続	教育委員会 住民生活課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育的活動の充実を図り、教育活動全体を通して、より一層健やかな心身の発達を推進します。	継続	教育委員会 住民生活課
図書館活動の推進	関係団体と連携し、ブックスタート事業や、本の読み聞かせ会を通じて、読書習慣の定着を促進します。	新規	教育委員会 住民生活課
公民館等の施設の活用	地域における公民館や町民体育館、多目的広場、B&G 海洋センター等の公共施設等を児童の健全育成のため、積極的に活用を図っていきます。	継続	教育委員会 住民生活課
教員の資質の向上	初任者研修、10年経験者研修など、制度上の研修の他、多様な教育課題に応じた校内研修や教育課題に即した研修の充実を努めます。	継続	教育委員会

(2) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭や地域の教育力向上のための支援

子どもを個性豊かに育むには、学校だけでなく、家庭や地域も含めた地域社会全体でかかわっていくことが必要です。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭の悩みに応じたきめ細やかな相談・支援体制の確立、子どもと地域の交流活動等を推進します。

②子どもの遊びや活動の場づくり

身近な地域において、子ども達が自由に集い、子どもの発達段階に応じた、安全で安心して遊びや活動ができる場の確保と機会の提供を、子どもの視点を取り入れながら推進します。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
住民同士のネットワーク強化【再掲】	子育てに関する団体のネットワークの輪を広げ、活動内容等の充実を図るとともに、子育てをする人が、気軽に相談できるような体制の確立を図ります。	新規	住民生活課
家庭教育の見直し	「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本認識に基づき、子育てにおける家庭教育の重要性を再度認識してもらい、保育サービスに過剰依存しないよう、子育て支援センターを拠点として啓発活動に努めます。	継続	住民生活課
家庭教育に関する学習機会の創出	親が子どもを育てることの社会的意義を認識するとともに、子育てに関する知識等を学ぶことができるよう、さまざまな講座やセミナーの開催、県内で実施される講座やセミナーの周知を行うなど、子育てに関する学習機会の場を設けます。	継続	住民生活課
三世代が交流する学習の推進	公民館等をはじめとする地域の公共施設において、老人大学の活動に子どもが参加したり、高齢者が伝統的な遊びを子どもに継承するなど、三世代が交流する多様なふれあい活動や学習活動を展開します。	継続	教育委員会 住民生活課

事業名	内容	今後の 方向性	担当課 (施設・団体等)
公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり	<p>公民館においては、子どもの健全育成に向けた生活体験・社会体験・自然体験などさまざまな活動機会を提供します。</p> <p>また、子どもの心身にわたる健全育成を図るため、学校施設等を利用し、地域の関係団体ボランティアの協力を得て、日常的な遊びや活動の場や機会の充実を図ります。</p>	新規	教育委員会 住民生活課
若者の居場所づくり	<p>中高生を中心とした若者が地域のなかで気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる居場所づくりに取り組み、さまざまな体験活動や相互交流、地域住民とのつながりや自主企画への支援を通じて、若者の自立心や社会性の醸成と健全な育成を図ります。</p>	新規	教育委員会 住民生活課

(3) 次代の親の育成

①親となるための学習機会の充実

中学生や高校生が、子どもをかわいと感じることができる心を育むとともに、子どもとふれあうことの楽しさや難しさが経験できるよう、子どもとふれあう体験学習など、親となるための学習機会の充実に努めます。

②親になるために必要な意識づくり

命の大切さを学び、将来親となるための意識の高揚を図るとともに、人間関係を大切にする意識の醸成を図り、学校や家庭、地域等のなかで、乳幼児から高齢者までさまざまな形の交流やふれあいを推進します。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
思春期における相談体制の充実【再掲】	学校やスクールカウンセラーなどの関係機関・団体等の連携を強化し、児童一人ひとりにあった相談体制の充実を図ります。また、生徒指導について、小学校から中学校への連絡事項を円滑に行うことができるよう、連携の強化に努めます。	拡充	住民生活課 教育委員会
性教育の推進【再掲】	性に関すること、生命の尊さに関することなどについて、学習環境を充実し、正しい知識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
乳幼児とふれあう場づくり	学校・関係機関等の連携により、小中高生が地域において乳幼児とふれあうことができる場づくりを推進します。	継続	住民生活課 教育委員会
豊かな心を育む心の教育の推進	将来、親となる青少年に父性や母性を養ってもらうため、学校教育において豊かな心を育む教育や、子育ての楽しさなどを学習する取り組みを推進します。	継続	住民生活課 教育委員会
地域の青年リーダーの発掘・育成	地域の伝承文化や、高齢者の生活体験などを子ども達に伝えるとともに、各種体験活動を支えていくような地域の青年リーダーの発掘・育成に努めます。	継続	住民生活課 教育委員会

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①子どもを取り巻く有害環境の排除

性や暴力等に関する過激な内容の雑誌やDVD、ビデオ、ゲームソフト等が容易に入手できる環境や、テレビ、インターネット、携帯電話等での有害情報、ネット上のいじめについて、子どもに対する悪影響が懸念されています。

関係機関と連携しながら、有害情報等から子どもを守る環境づくりを進めていきます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
情報メディアの急速な発展に伴う、有害情報から子どもを守る環境づくり	性や暴力等に関する過激な内容の雑誌やDVD、ビデオ、ゲームソフト等に加え、インターネット（携帯電話）の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域などと連携を図り、情報の提供や研修会等の実施など、啓発を進めます。	新規	住民生活課 教育委員会
エイズ・性感染症予防の推進【再掲】	エイズ・性感染症について、正しい知識を身につけることができるよう、学習環境を充実し、正しい知識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】	未成年者の喫煙・飲酒・薬物による健康への影響について、正しい知識の啓発を図ります。	継続	住民生活課 教育委員会

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発

①企業等による子育て支援対策の促進

労働基準法における産前後休業の規定や、育児休業、介護休業に関する制度の周知・活用促進を図るとともに、次世代育成支援対策推進法の理念の啓発や、子育て支援対策に取り組む企業や民間団体等の事例等の情報提供に努め、子どもを育てることと仕事をもつことが両立できる環境づくりに努めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
広川町次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	広川町において、職員の仕事と子育ての両立を支援するため、特定事業主行動計画を推進します。	継続	住民生活課 総務政策課
就労している保護者を支援する職場意識の醸成	育児休業制度等、制度の周知を図るだけでなく、制度が利用しやすい職場の環境を形成するなど、子育て家庭やワーク・ライフ・バランスを理解する職場環境づくりに努めるよう、事業所に啓発を進めます。	拡充	住民生活課 総務政策課
育児休業取得の推進	男女にかかわらず、育児休業の取得を推進するため、事業所に対して啓発を行うとともに、行政においても積極的に制度の実施を図ります。	継続	住民生活課 総務政策課
育児休業に対する理解	出産や育児のために一時休職した人が、スムーズに職場復帰できるよう、育児休業制度の理解を図っていきます。	継続	住民生活課 総務政策課
ワーク・ライフ・バランスの推進	人生の各段階に応じて、多様な生き方、働き方が選択できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進を行います。	新規	住民生活課 総務政策課

(2) 男女共同による子育ての推進

①男性の子育て参加の促進

父親の子育て参加を促進するため、夫婦で参加できるセミナーの内容を検討するとともに、各種教室・行事への父親の参加を働きかけます。

また、仕事と子育てを両立させ、夫婦で協力して子育てを行うための意識づくりを進めるため、労働者や事業主、地域住民の理解や合意形成を促進し、啓発に努めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
男女共同参画の意識啓発	男女平等意識の向上を図るため、セミナーの開催や広報の充実を図ります。	継続	総務政策課 住民生活課
父親の育児参加の啓発	各種健診や幼保一元化施設・保育園・幼稚園・学校での参観に父親も参加してもらえるような機会をつくり、直接的、間接的に父親の育児参加を啓発します。	継続	住民生活課 教育委員会

5. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子育てバリアフリーの促進

① 公共施設等の子育てバリアフリーの促進

高齢者や障がい者はもちろんのこと、子どもや子ども連れ、ベビーカー等にも配慮した生活環境の整備を図り、歩道の段差解消や公共施設等のユニバーサルデザインによるまちづくりなど、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、広く普及啓発を行います。

平成 19 年度には、子ども達が集うことができ、親子で楽しく遊ぶことができる場所として、町民多目的広場の一角に、なかよしわんぱく公園が整備されました。今後も、子どもはもちろんのこと、親子で安心して遊ぶことができる環境づくりに努めます。

また、公共施設については、子ども連れの人ができるトイレの整備や、おむつ交換や授乳、休息などができる場の確保など、子ども連れの人に配慮した環境づくりに努めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
安心して外出できる環境の整備	妊婦や乳幼児連れの親など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共施設、交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。	継続	住民生活課 産業建設課
子育て支援環境の整備	公共施設にベビールームやチャイルドチェア、トイレの空きスペースにおけるベビーベッドや授乳室を設置するなど、子育てに配慮したまちづくりを推進します。また、公共性の高い民間施設に対しても、子育てバリアフリー化の協力を要請していきます。	見直し	住民生活課
公共施設の利用方法の見直し	児童が利用しやすいよう、公共施設の利用方法についてアンケートなどを実施し、利用者のニーズ把握に努め、利用方法の見直しを図っていきます。	見直し	住民生活課

事業名	内容	今後の 方向性	担当課 (施設・団体等)
安全な公園の整備	老朽化した遊具を撤廃し、安全な遊具を設置するなど、子どもにとって魅力のある公園や緑地の整備を行います。また、子どもだけでなく親子がともに楽しく利用できる環境をつくれます。	継続	住民生活課 教育委員会
公園など身近な遊び場の整備	単に遊具があるのではなく、親子で遊べ、自然と子どもの自由な発想を大切にする公園や水辺の空間など、安全で人にやさしい公園の整備を推進します。	継続	住民生活課 教育委員会

(2) 良好な居住環境の確保

①子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

安心して子どもを育てるような環境をつくるために、良質な住まいづくりのための情報提供や居住支援に関する施策を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、住民、事業者及び町がそれぞれの責務に応じて子育てバリアフリー化を進めることにより、子どもや子どもを連れた人、妊産婦などが安心して外出できるまちづくりを進めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
定住化の促進	本町の豊かな歴史・文化と恵まれた自然環境に誇りをもち、あわせて宅地開発の誘致等の良好な居住環境の確保、住民のニーズに応えた保育サービスを展開していくことにより、「広川町で子育てをしたい」という意識を抱けるようなまちをつくっていきます。	継続	全課
良質な居住環境の確保	人の健康や生態系に対する影響が懸念されるダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、啓発や情報提供に努めます。	継続	産業建設課 住民生活課

(3) 防犯・防災・交通安全の整備

①交通安全施策の充実

子どもの交通事故を防止するため、各年齢層に対する交通安全教育やチャイルドシート着用の周知徹底に努めるとともに、子どもの通学路については、地域住民や警察など関係機関と連携を図りながら、子どもの安全確保に取り組みます。

②子どもの安全を守る取り組みの強化

子どもの安全を確保するために、学校や保護者、また、地域の関係団体が連携し、子どもの見守りやパトロールを実施します。さらに、子ども達に対して防犯教育を行うことで、自分自身の身を守る意識の高揚に努めます。

③青少年の非行を防止する活動の推進

青少年の非行は、未然の防止と早期発見及び適切な指導が重要であるため、家庭、学校、地域ならびに関係機関が相互に連携を図りながら非行防止活動を推進し、青少年にとって健全な育成環境づくりに努めます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
交通安全の推進	交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全にかかわる行事の広報活動を推進します。	継続	総務政策課 教育委員会 住民生活課
地域防犯体制の推進	地域の子どもに対する犯罪の発生状況等の把握に努め、地域の防犯体制を充実します。	継続	総務政策課 教育委員会 住民生活課
自主防犯行動の推進	住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を行います。	継続	総務政策課 教育委員会 住民生活課
声かけ運動の推進	地域住民や保護者などによる声かけ運動を継続して実施し、さらなる充実を図っていきます。	継続	総務政策課 教育委員会 住民生活課
情報メディアの急速な発展に伴う、有害情報から子どもを守る環境づくり【再掲】	性や暴力等に関する過激な内容の雑誌やビデオ、ゲームソフト等に加え、インターネット（携帯電話）の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域などと連携を図り、情報の提供や研修会等の実施など、啓発を進めます。	新規	住民生活課 教育委員会

事業名	内容	今後の 方向性	担当課 (施設・団体等)
防災対策の推進	子どもが安全な環境のもとで成長できるよう、公共施設の耐震化等や稲むらの火の館を活用した防災教育の推進などにより、生活安全の確保に努めます。	継続	総務政策課 教育委員会 住民生活課

6. 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

①児童虐待を未然に防ぐ対策の強化

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
虐待支援ネットワークの強化	虐待支援ネットワークを通じ、虐待に関する勉強会や事例検討会を実施し、関係団体間の虐待に関する現状の共有に努めます。また、緊急時にはよりスムーズな対応が図れるよう、ネットワークの強化を図ります。	拡充	住民生活課
児童虐待の知識の啓発	虐待についての知識を相談窓口や広報、幼保一元化施設・保育園へのパンフレットの配布等を通じて啓発していきます。	継続	住民生活課
DV等の暴力根絶の意識啓発	配偶者からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、DVが児童の目の前で行われることが、児童に心理的影響を及ぼすものとして児童虐待であることの認識をもって、DV防止を推進します。	新規	住民生活課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

①ひとり親家庭への相談体制づくり

それぞれの家庭の悩みや問題に対応できるよう、身近な民生委員との連携を強化するとともに、相談窓口の周知を積極的に行うなど、より相談しやすい体制づくりに努めます。

②ひとり親家庭の自立支援

それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、母子寡婦福祉資金の貸付や医療費助成等の各種手当の支給を通じ、ひとり親家庭の経済的支援を行うとともに、雇用等の促進についても企業や地域に働きかけていきます。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
支援活動の推進	ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、生活一般及び自立生活に必要な相談・指導の充実に努めます。	継続	住民生活課
自立支援の推進	ひとり親家庭の生活安定のため、幼保一元化施設・保育園、小・中学校とも連携を図りつつ、社会的・経済的にもきめ細かな自立支援を推進します。	継続	住民生活課

(3) 障がい児・障がい児をもつ家庭に対する支援の充実

①障がい児保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がい児が地域のなかで安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

②障がい児をもつ家庭への相談・支援体制の整備

障がい児をもつ保護者の声を聞き、障がい児に対する適切な療育体制を確保するため、個々の障がいに即した相談・指導体制の充実を図ります。

事業名	内容	今後の方向性	担当課 (施設・団体等)
障がい児保育の充実	障がい児の保育については、障がいの状況や児童の特性を十分配慮した上で実施しています。 今後も関係機関と連携を図り、受け入れ体制の強化や、保育内容の充実等、障がいのない子どもとともに保育ができる体制の充実に努めます。	継続	住民生活課 なかよし子ども園 ポッポ保育園
相談体制の充実	障がいのある子どもとその家庭にとって身近な相談窓口となるように、相談を受けやすい環境づくりに努めます。	継続	住民生活課

第2章 目標事業量の設定

1. 後期計画における保育サービスの目標事業量について

ニーズ調査から現状の保育サービスのニーズ量を把握し、これを基にしながら、施設整備の状況等をふまえた上で計画期間、新待機児童ゼロ作戦の最終年である平成29年の目標事業量を以下のとおり設定し、本計画の推進を通じて、達成をめざします。

子育て支援サービス事業名	単位	前期計画		後期計画	
		平成16年度 実施事業量	平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	定員	240人 (2か所)	230人 (2か所)	(0～2歳児) 49人 (3～5歳児) 150人	(0～2歳児) 94人 (3～5歳児) 181人
延長保育事業	か所	1か所	2か所	2か所	2か所
	定員	15人	30人	39人	50人
夜間保育事業	か所	—	—	—	設定なし
	定員	—	—	—	設定なし
トワイライトステイ事業	か所	—	—	(町外委託)	設定なし (町外1か所)
	定員	—	—	1人	1人
休日保育事業	か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	定員	8人	8人	19人	19人
病児・病後児保育事業	か所	—	—	—	1か所
	日数	—	—	—	290日
一時預かり事業	か所	1か所	2か所	2か所	2か所
	定員・ 日数	3人	8人	90日	100日
特定保育事業	か所	—	—	—	設定なし
放課後児童健全育成事業	か所	—	1か所	1か所	1か所
	定員	—	10人	44人	45人
地域子育て支援拠点事業	か所	1か所	2か所	2か所	2か所 (ひろば型1か所) (センター型1か所)
ショートステイ事業	か所	—	—	(町外委託)	設定なし (町外4か所)
	定員	—	—	1人	1人
ファミリーサポートセンター事業	か所	—	—	—	設定なし

※各事業について、前後期とも大きな枠組みについては変わっていないが、一部、事業の統合等により、項目数が前期計画よりも減少している。

※事業名称については、前期計画の事業名を一部変更しているものがある<病後児保育事業、地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業、一時保育事業>

第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

広川町次世代育成支援行動計画を総合的に推進するにあたっては、家庭・地域・企業・行政など、さまざまな社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携を図りながら取り組むことが重要です。

(1) 行政

本計画や広川町長期総合計画の施策を推進するとともに、さまざまな子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

また、住民に対しては広報やホームページなどにより、子育て支援に関する広報啓発に努め、住民の理解と協力を得て施策を推進します。

(2) 家庭

子育ての第一義的な責任は保護者であり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情をもち、さまざまな人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。

(3) 地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかったり、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

(4) 企業（職場）

男性も含めて就業者の家庭生活と職業生活の両立を図るため、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充などが期待されます。

第3部 資料編

1. 広川町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 広川町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定にあたり、住民等の幅広い意見を聴取し反映させるため、広川町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画策定に関する事項の研究、検討等
- (2) その他行動計画策定のために必要な事項についての協議等

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 保健関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 策定委員会に、会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

2 策定委員会の議長は、会長があたる。

3 策定委員会は、委員の委任状の提出をもって出席とすることができる。

4 策定委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、策定委員会に諮って会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2. 広川町次世代育成支援行動計画策定委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	なかたに ちよじ 中谷 智代治	町議会議員 産業厚生常任委員長
福祉関係者	しみず ようこ 冷水 洋子	町民生児童委員会 会長
保健関係者	かしはら りか 柏原 理香	住民生活課 保健師
	やまくち しづこ 山口 志津子	母子保健推進委員 会長
保育関係者	やました よしみ 山下 好未	ポッポ保育園 園長
	かんだ ともこ 神田 公子	なかよし子ども園 園長
教育関係者	たけだ なおゆき 武田 尚幸	広小学校 校長
	たなか あゆむ 田中 歩	教育委員

子育て応援プラン

広川町次世代育成支援行動計画 後期計画

発行：広川町役場 住民生活課

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広 1500 番地

TEL：.0737-63-1122（代） FAX：0737-64-1565

発行年月：平成 22 年 3 月

策定協力：（株）日本出版 都市計画事業部
